

議案第6号

中期基本計画の策定について

佐倉市議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年佐倉市条例第25号）
第2条第2号の規定により、中期基本計画の策定について議会の議決を求める。

令和5年11月20日提出

佐倉市長 西田 三十五

第5次佐倉市総合計画 中期基本計画（案）

目次

○序論.....	1
【第5次佐倉市総合計画中期基本計画】	
○計画の体系.....	25
計画の体系.....	26
○重点施策.....	31
重点施策の設定.....	32
重点施策Ⅰ 地方創生の取組（佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略）.....	33
重点施策Ⅱ 気候変動への対応.....	40
○第5次佐倉市総合計画におけるSDGsの考え方.....	43
○基本施策.....	57
第1章 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち.....	59
1-1 地域福祉.....	60
1-2 子育て支援.....	62
1-3 高齢者福祉.....	64
1-4 障害者福祉.....	66
1-5 健康づくり.....	68
第2章 人と自然が調和した安心して暮らせるまち.....	71
2-1 都市計画・公共交通.....	72
2-2 住宅・住環境.....	74
2-3 道路環境.....	76
2-4 公園・緑地整備.....	78
2-5 上下水道.....	80
2-6 消防・防災.....	82
2-7 防犯・交通安全.....	84
2-8 市民相談・結婚支援.....	86
2-9 環境保全.....	88

第3章 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち	91
3-1 商工業振興.....	92
3-2 農業振興	94
3-3 観光振興	96
3-4 文化・芸術振興.....	98
第4章 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち.....	101
4-1 学校教育	102
4-2 教育環境	104
4-3 生涯学習	106
4-4 青少年健全育成.....	108
4-5 スポーツ振興.....	110
第5章 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち	113
5-1 コミュニティ	114
5-2 平和・国際化.....	116
5-3 情報発信・共有、広聴.....	118
5-4 人権・男女平等参画	120
5-5 行財政運営.....	122
5-6 資産管理・運営.....	124
5-7 企業・高等教育機関等との連携	126

序論

1 中期基本計画策定の趣旨

佐倉市では、令和 2（2020）年 3 月に、2020 年度から 2031 年度の 12 年間を計画期間とする「第 5 次佐倉市総合計画」を策定し、“笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」”を将来都市像に掲げ、総合的かつ計画的にまちづくりを推進しています。

この度、令和 5（2023）年度をもって 4 年間の前期基本計画の計画期間が満了となることから、令和 6（2024）年度からの 4 年間を新たな計画期間とする「第 5 次佐倉市総合計画中期基本計画」を策定しました。

策定にあたっては、基本構想に掲げた「将来都市像」と「まちづくりの基本方針」に基づき、近年の社会状況や佐倉市の抱える課題、前期計画の検証結果等を十分に踏まえた上で、新たな計画の検討を行いました。

～基本構想～

笑顔輝き 佐倉 咲く

みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

（参考）

これまでの 総合計画における 将来都市像	
第 1 次佐倉市総合計画（昭和 49～58 年度）	印旛地区の核となる豊かな文化教育都市
第 2 次佐倉市総合計画（昭和 59～平成 12 年度）	活力ある文化都市
第 3 次佐倉市総合計画（平成 13～22 年度）	歴史 自然 文化のまち
第 4 次佐倉市総合計画（平成 23～31 年度）	歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～

2 総合計画の構成・計画期間

(1) 構成

まちづくりのあり方や、各取組の適正性等を体系的に整理するため、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とします。



(2) 計画期間

「基本構想」は12年間、「基本計画」は「前期」・「中期」・「後期」の4年間ごと、「実施計画」は3年間ごとで毎年度事業の見直しを行います。

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
基本構想	基本構想 (2020～2031)											
基本計画	前期基本計画 (2020～2023)			中期基本計画 (2024～2027)				後期基本計画 (2028～2031)				
実施計画	第1次実施計画 (2020～2022)		第5次実施計画 (2024～2026)			第9次実施計画 (2028～2030)						
	第2次実施計画 (2021～2023)		第6次実施計画 (2025～2027)			第10次実施計画 (2029～2031)						
	第3次実施計画 (2022～2024)		第7次実施計画 (2026～2028)			第11次実施計画 (2030～2031)						
	第4次実施計画 (2023～2025)		第8次実施計画 (2027～2029)			第12次実施計画 (2031)						

3 佐倉市の現状

～豊かな自然と城下町としての歴史に育まれた文化のまち～

(1) 位置・地勢

- 佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約 40km、成田国際空港から約 15km、千葉市から約 20km の距離にあります。
- 面積は約 104 km²で、北部は印旛沼に川が注ぎ、西部は首都圏のベッドタウン、東部・南部は農村地帯が広がる中、工業団地が立地し、緑豊かな自然と都市の利便性をともに享受できるまちです。



(2) 沿革

- 市境の北面に位置する印旛沼とその周辺は、かつて“香取の海”と呼ばれる大きな内海の一部でした。印旛沼とそこに注ぐ鹿島川や手繰川などの河川を背景に育まれた豊かな自然は、原始・古代の人々に大きな恩恵をもたらし、井野長割遺跡をはじめとする地域の核となる大規模な集落が形成されました。また、印旛沼を利用した水上交通により、列島各地と交流・交易があったことがうかがわれ、特色ある文化を築き上げました。
- 市域を南北に伸びる現在の国道51号に近いルートは、「古東海道」と呼ばれ、奈良・平安時代には沿線上に仏教文化が花開いたことが多くの仏教関連の遺跡によって知られています。当時の佐倉は、都から派遣された多くの役人や技術者の活発な往来がある交通の要衝として栄え、印旛地域の仏教信仰や政治の中心地として繁栄を迎えました。
- 鎌倉時代には、鎌倉幕府の成立にともない台頭した千葉氏が市域周辺を支配するようになりました。室町時代、関東全域を巻き込んだ享徳の乱がおこると千葉氏は分裂し、戦国の動乱へと巻き込まれました。戦国時代には、千葉氏は新たな本拠地として本佐倉城を築城し、臼井城では二度の大きな合戦がありました。千葉氏の重臣だった原氏は小田原の北条氏と結びつきを強め勢力を伸ばし、臼井氏に代わって臼井城の城主となりました。
- 安土・桃山時代、豊臣秀吉によって北条氏が滅ぼされると、これに従っていた千葉氏、原氏は没落し、代わって関東を支配することになった徳川家康の一門や家臣が佐倉を治めることになりました。その後、家康が全国政権を樹立するなかで、大名や家臣の再配置が行われ、本佐倉城、臼井城、岩富城といった中世の城館は姿を消しました。
- これらに代わって、江戸時代、新たな時代にふさわしい城として築城されたのが佐倉城です。徳川家康・秀忠・家光の3代の将軍に仕えた土井利勝が約7年の歳月をかけて築城し、藩政の中心となりました。佐倉城は江戸を守る要衝のひとつに数えられ、有力な譜代大名が藩主となりました。彼らの多くは老中などの幕府要職を務め、このうち堀田氏が長く藩主を務めたことで知られています。佐倉城の築城とともに、武家屋敷や城下町も整備されました。城下には江戸と成田を結ぶ佐倉道（成田街道）が通り、臼井などの街道沿いには宿場が設けられました。また、麻賀多神社の神輿渡御をはじめとする地域の祭礼も盛んに行われました。
- 幕末に藩主を務めた堀田正睦は、幕府の老中を二度務め、藩主としても様々な改革を行いました。正睦は、特に教育に力を入れ、藩校の成徳書院を拡充し蘭学を積極的に取り入れました。このころ、江戸で活躍していた蘭方医の佐藤泰然によって佐倉に順天堂が開かれ、最先端の医学教育とその実践が行われ、近代医学の発祥地のひとつに数えられています。
- 明治時代、廃藩置県により佐倉藩が廃され、佐倉城の建物が取り壊され、陸軍歩兵連隊の兵営所が設置されました。佐倉連隊は、地域の人々の生活とも結びつき、かつての城下町は連隊のまちとして賑わいを見せました。一方、最後の佐倉藩主だった堀田正倫は、佐倉を離れていましたが、産業と教育の振興のため佐倉に戻ることを決意し、邸宅の建設に着手しました。この時竣工したのが現在の旧堀田邸です。
- 佐倉連隊は、西南戦争、日清・日露戦争など主要な近代の戦争に参加しました。昭和に入り、満州事変、日中戦争を経る中で、兵営所は兵士を戦地に送る場となり、郷土部隊としての性格が薄れていきました。第二次世界大戦末期には、連隊の主力がフィリピンやグアムなどの南方諸島へ派遣されましたが、壊滅し敗戦を迎えました。
- 戦後の復興期を経て、昭和29(1954)年3月に、佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の6町村合併により、佐倉市が誕生しました。その後、旭村及び四街道町(当時)の一部が編入され、私たちの知る佐倉市がほぼ出来上がりました。以降、志津・臼井・千代田地区では開発が進み、住宅地が発展しました。そして、佐倉順天堂記念館や武家屋敷、旧堀田邸といった歴史的建造物、佐倉市民音楽ホールや佐倉市立美術館、国立歴史民俗博物館、佐倉ふるさと広場といった文化・観光施設が整備・開館し、佐倉市は歴史文化を明日に伝える都市として広く知られています。

(3) 市民憲章、市章、市の花・木

<市民憲章（昭和45年12月23日制定）>

わたくしたちは、印旛沼湖畔のきれいな空気と
緑と太陽と歴史に恵まれた佐倉市民です。
全市民は、力を合わせてこの憲章を守り、理想のまちをつくりましょう。

1. 私たちは、美しく清潔なまちをつくりましょう。
1. 私たちは、公衆道徳を守り、スポーツを愛し、明るいまちをつくりましょう。
1. 私たちは、歴史や自然を大切にし、おくゆかしいまちをつくりましょう。
1. 私たちは、老人を敬い、子どもを愛し、あたたかいまちをつくりましょう。
1. 私たちは、創意と努力をもって、豊かなまちをつくりましょう。

市民一人ひとりが、
市民憲章の精神を念頭に置いて、
力を合わせて理想のまちをつくりましょう！

佐倉市民憲章
マスコットキャラクター
みらいくん



<市章（昭和30年4月1日制定）>



- ◆馬の「くつわ」につける金具である鑢（かん）を、花びらに見立てて桜の花を形どったものです。
- ◆鑢（かん）は、乗馬の際に馬を引き締める大切な金具であり、佐倉市の発展への強い意志を表すもので、桜は平和な田園都市を表現したものです。

<市の花・木（昭和46年5月、市民公募により決定）>

【市の花：花菖蒲】



【市の木：桜】

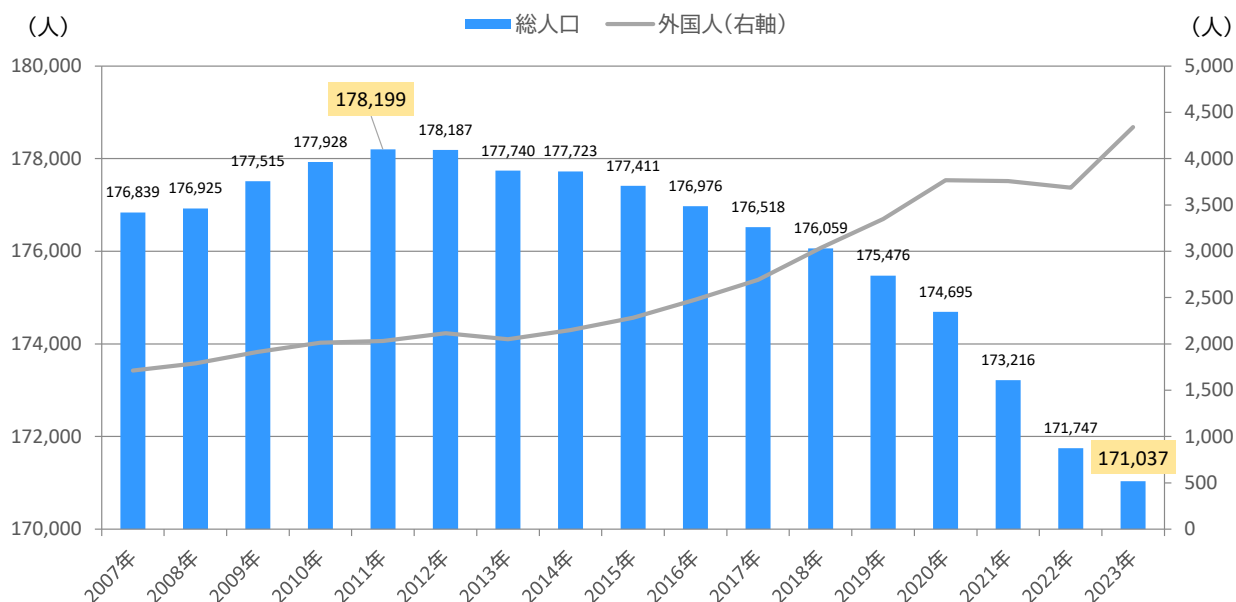


(4) 人口ビジョン

【人口の現状分析】

①総人口

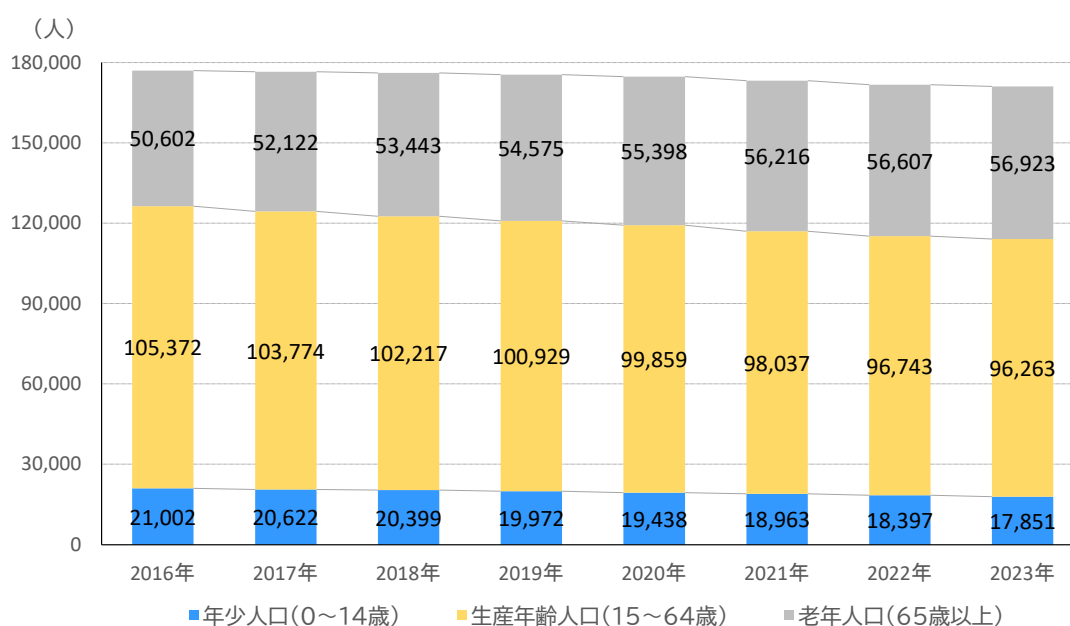
- 総人口は、平成 23 (2011) 年の約 17.8 万人をピークに、以降減少傾向が続き、令和 5 (2023) 年現在で約 17.1 万人となっています。一方、外国人人口は増加傾向にあります。



【出典】住民基本台帳（各年 3 月末、外国人を含む）

②年齢階層別人口

- 年齢 3 区分別に推移を見ると、少子高齢化の傾向が強まっています。
- 令和 5 (2023) 年の老年人口構成比（高齢化率）は約 33%となっています。



【出典】住民基本台帳（各年 3 月末、外国人を含む）

③地区別人口

- 住宅整備等が進んだ志津地区と根郷地区においては、若干の人口増加が見られた時期もありましたが、全体的には減少傾向にあり、特に佐倉市南部に位置する和田地区・弥富地区の減少が顕著となっています。

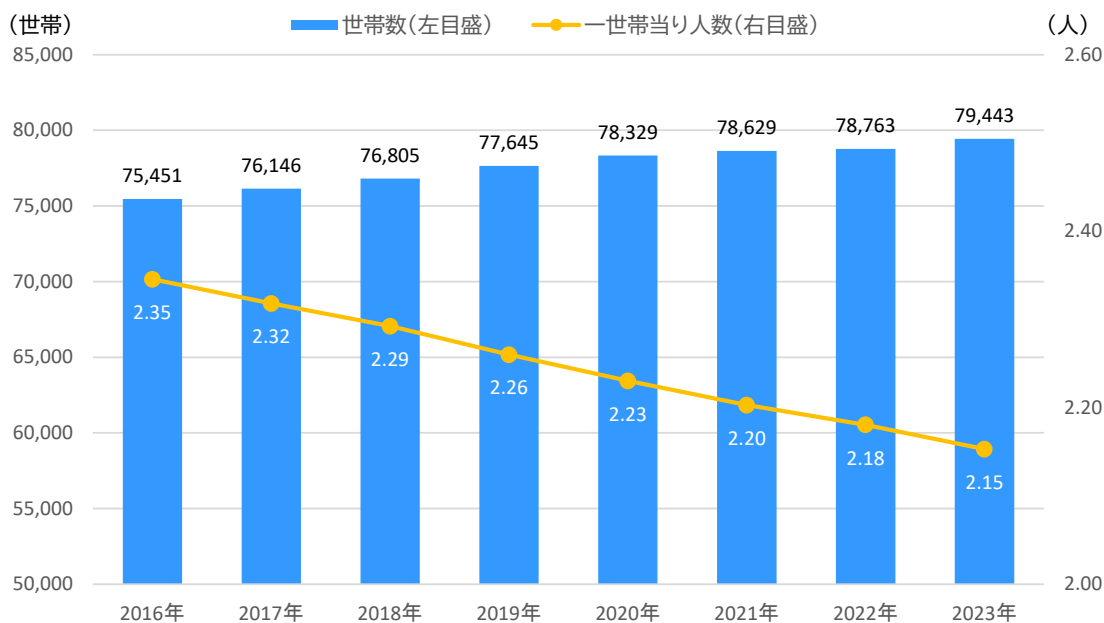
(単位：人)

年		地区							
		全市	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
平成28年	2016年	176,976	29,202	30,938	77,025	25,231	1,953	1,615	11,012
平成29年	2017年	176,518	28,933	30,809	77,078	25,317	1,913	1,581	10,887
平成30年	2018年	176,059	28,818	30,562	76,913	25,561	1,852	1,540	10,813
平成31年	2019年	175,476	28,648	30,429	76,660	25,688	1,818	1,532	10,701
令和2年	2020年	174,695	28,423	30,317	76,368	25,706	1,772	1,533	10,576
令和3年	2021年	173,216	28,057	30,162	75,867	25,513	1,706	1,509	10,402
令和4年	2022年	171,747	27,901	29,806	75,348	25,212	1,671	1,465	10,344
令和5年	2023年	171,037	27,658	29,624	75,024	25,206	1,640	1,450	10,435
人口伸び率 (2016→2023)		-3.4%	-5.3%	-4.2%	-2.6%	-0.1%	-16.0%	-10.2%	-5.2%

【出典】住民基本台帳（各年3月末、外国人を含む）

④世帯数

- 人口が減少する一方、世帯数は増加を続けており、一世帯当たりの人数は減少しています。

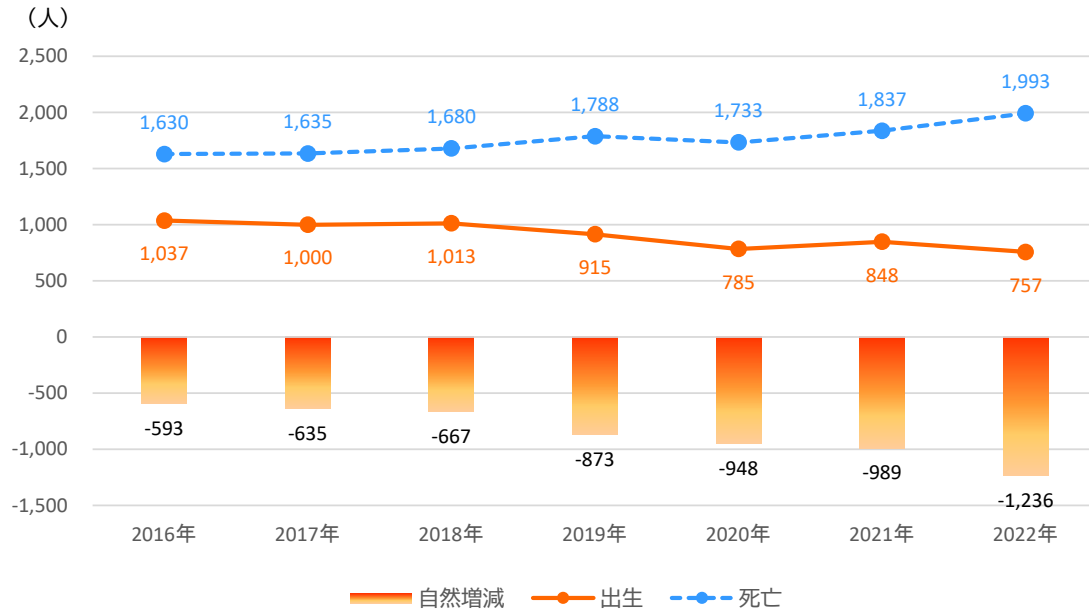


【出典】住民基本台帳（各年3月末、外国人を含む）

⑤人口動態

ア 自然動態

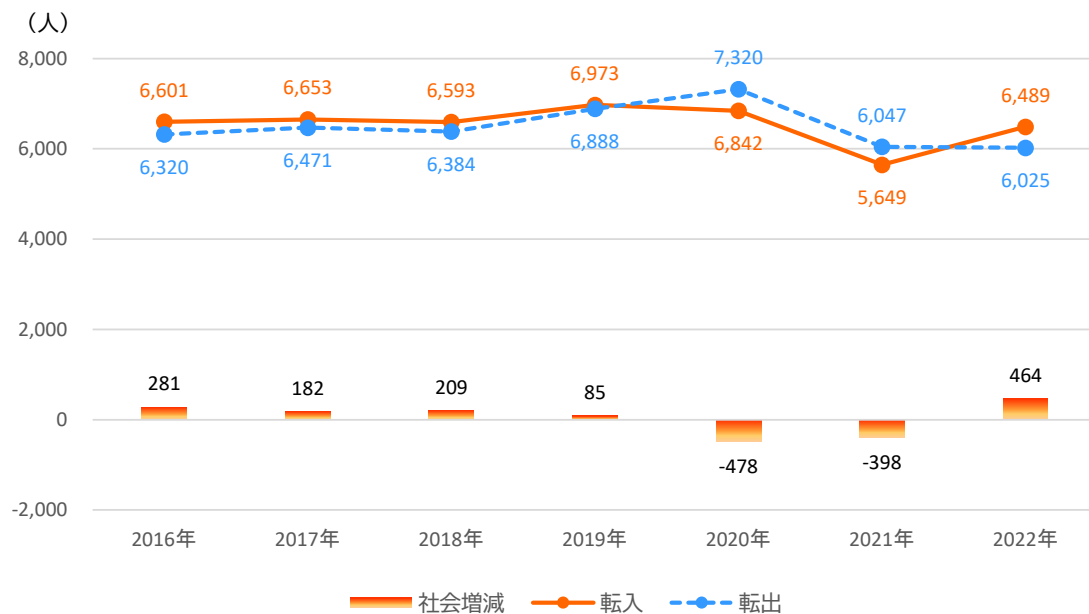
- 出生数が減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向が続いており、自然減少数が拡大しています。



【出典】千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

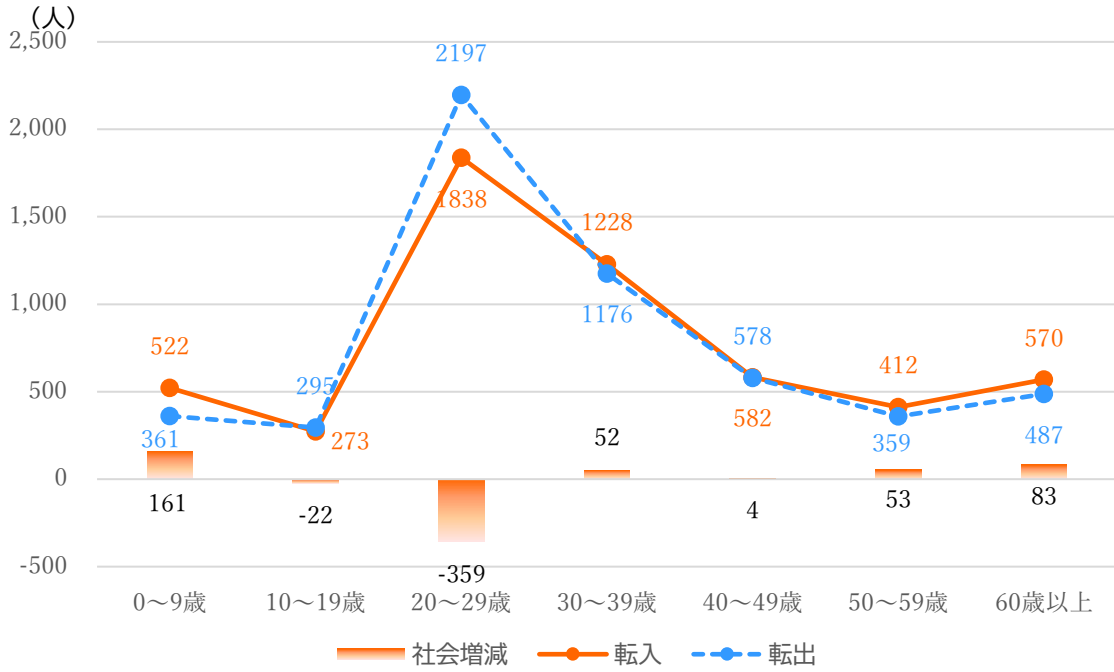
イ 社会動態

- 令和元（2019）年を境に減少傾向にあった転入数は、令和4（2022）年にはまた増加に転じています。一方、転出数は令和2（2020）年を境に減少を続けていますが、社会増減としては、令和4（2022）年に転入超過となっています。



【出典】千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

- 年齢階層別の社会動態は、20～29歳の社会減少数が顕著となっており、その理由としては進学や就職が考えられます。



【出典】住民基本台帳人口移動報告（2022年結果）

【将来人口の見通し】

①市独自推計の考え方

人口の将来展望を検討するにあたり、今後の政策展開により、どの程度人口減少の抑制を図ることができるかを示すために、社会動態や合計特殊出生率を用いて、基準となる推計値(基準ケース)を設定しました。

②市独自推計の算出について

独自推計の算出にはコーホート要因法を用いています。基準人口は、2022年12月31日時点の男女年齢別人口としています。推計の主な仮定値は以下のとおりです。

<合計特殊出生率>

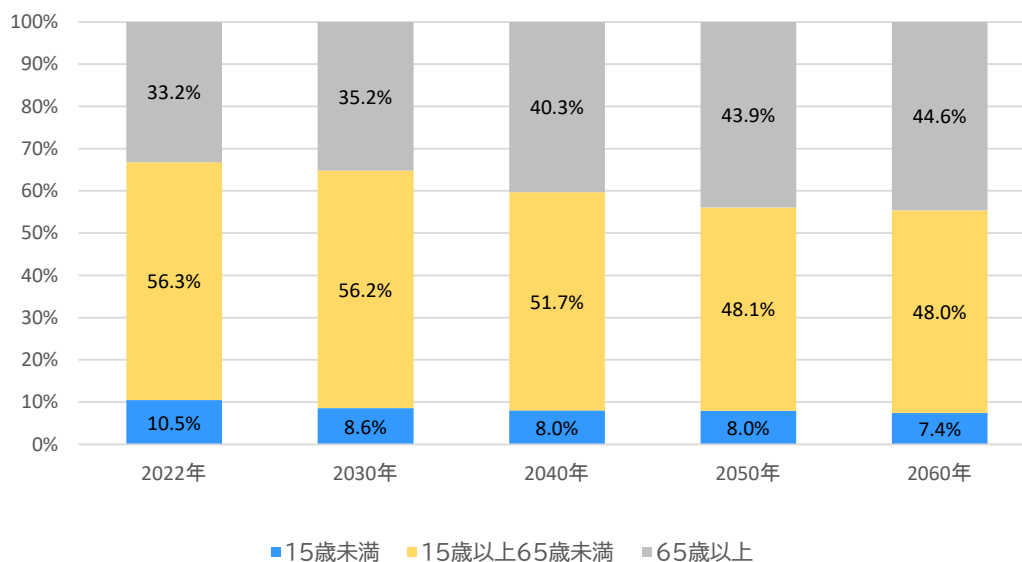
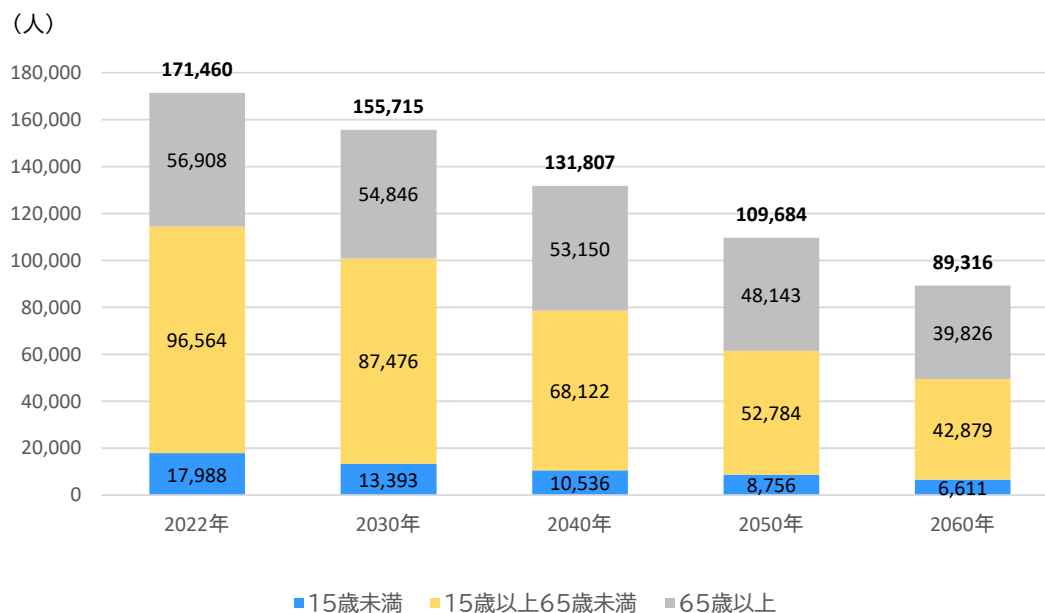
- 本市の2017年～2021年までの平均値が、将来にわたり継続するものと仮定

<純移動率>

- 本市の2018年～2022年までの直近5年間の平均を求め、その数値が将来にわたり継続するものと仮定

③将来人口推計（ケース1／基準ケース） —人口減少の分析—

総人口は、基準年である令和4（2022）年の171,460人（実績値）から、2060年には89,316人（推計値）と、38年間で基準年の約52%まで減少することが予測されます。人口の減少は、特に15歳以上65歳未満の生産年齢人口において顕著に見られ、基準年の約44%に減少すると推計されています。



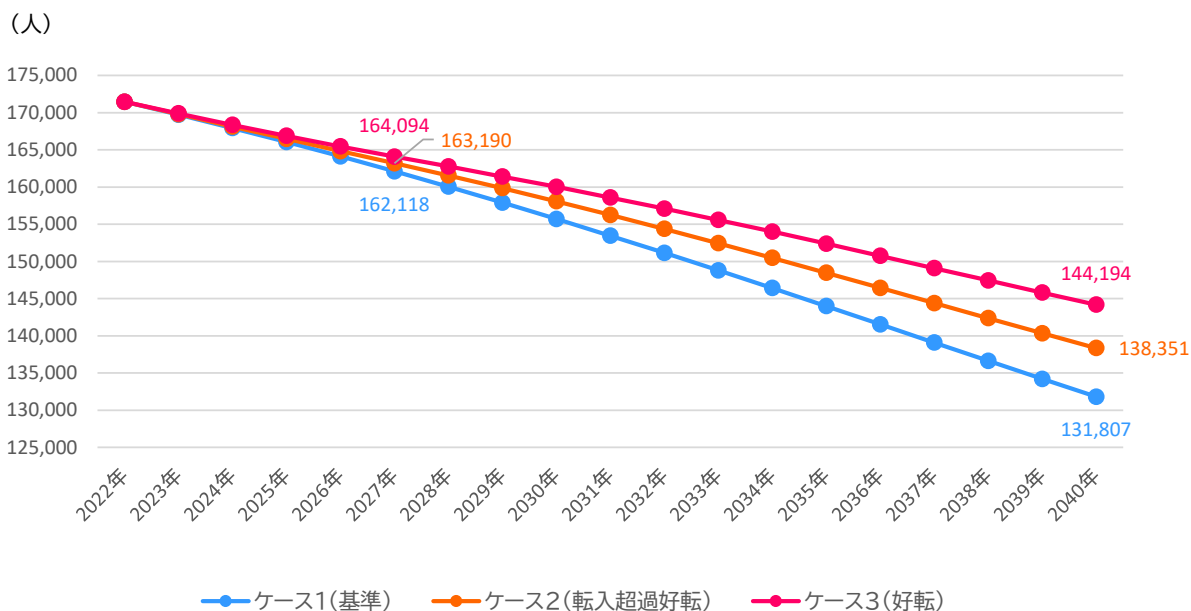
④人口の将来展望

人口減少を和らげるための政策・施策は、市民・民間事業者・各種団体など、多様な主体と連携・協働しながら進めていくことが重要です。

自然動態については、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てというライフステージの進行に併せた切れ目のない支援の充実を図ることで、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりが一つの増加要因となるものと思われます。また、男女が共に働きながら子育てができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進することも必要です。

社会動態については、進学・就労を理由とした20代の転出超過が特に多いことから、多様で魅力ある雇用の場の創出や、若者への市内企業の周知などにより、地元就職への意識を醸成し、同年代の転出超過の解消を図ることが必要です。

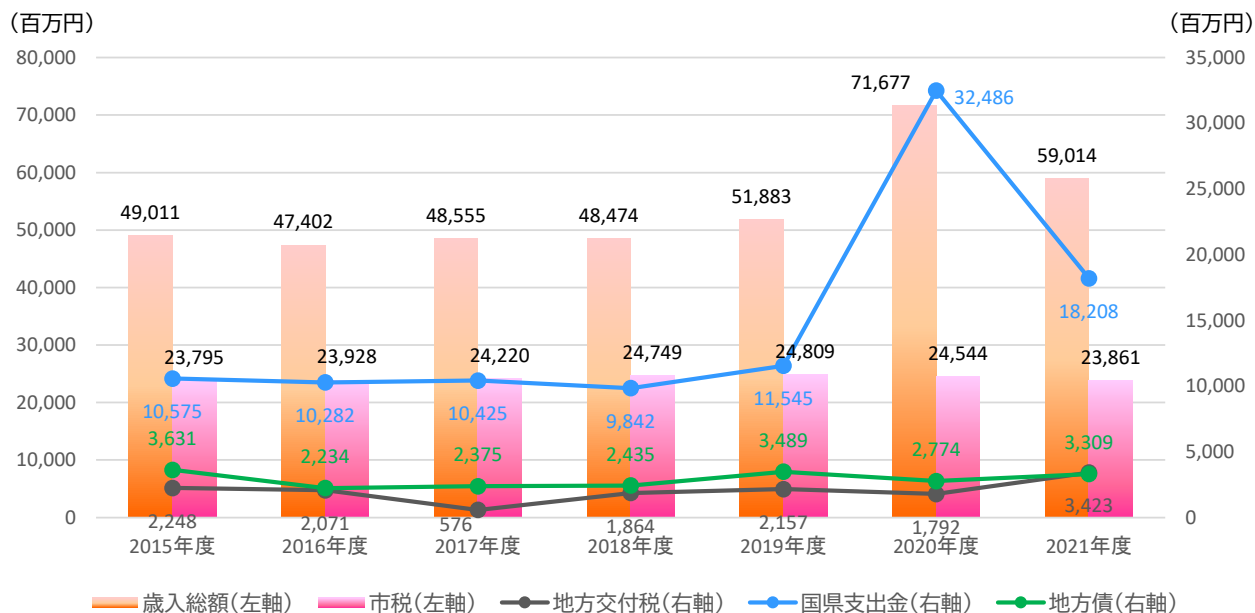
中期基本計画に掲げる施策を推進することにより、社会動態について、転出超過の解消（20代から40代の移動者数（転入数－転出数）が2027年に均衡）を実現することができた場合【ケース2／転入超過好転ケース】は、2040年時点において、約6,500人の減少抑制が見込まれます。さらに、市民が希望する出生率（1.72）を2030年に達成できた場合【ケース3／好転ケース】は、ケース2に加え約5,800人の減少抑制が見込まれます。



(5) 財政

①歳入

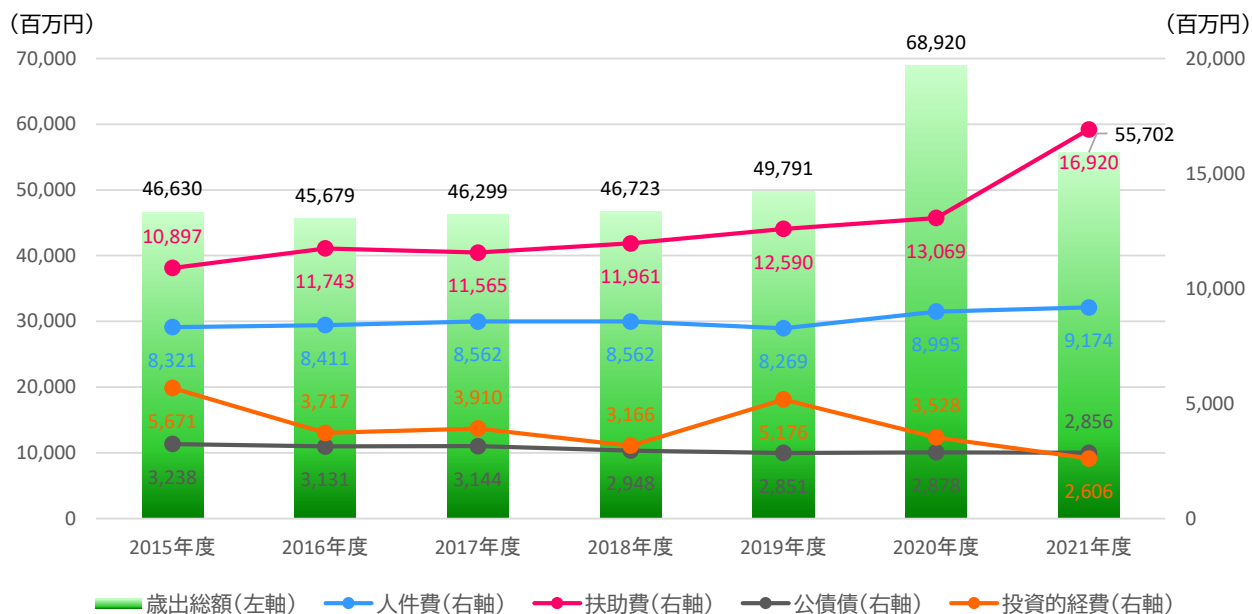
- 歳入は、国県支出金の増加に伴い、概ね増加傾向で推移しています。



【出典】市町村普通会計決算カード（千葉県）

②歳出

- 歳出は、扶助費の増加に伴い、概ね増加傾向で推移しています。

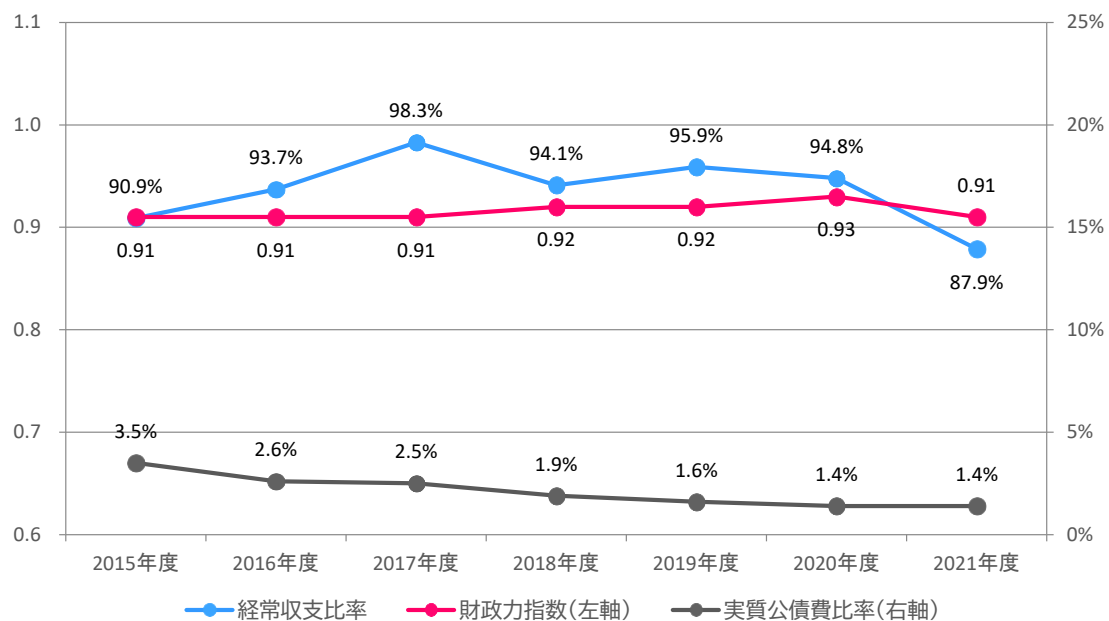


【出典】市町村普通会計決算カード（千葉県）

※令和2（2020）年度の歳入・歳出の主な増加要因は、特別定額給付金の交付等

③財政指標

- 収入に対する実質的な負債返済の割合を示す実質公債費比率は減少が継続し、早期健全化基準である25%を大きく下回る良好な数値で推移しています。
- 少子高齢化の進行により、一般財源収入のうち固定的な支出（人件費、扶助費、公債費など）の割合を示す経常収支比率は、概ね90%程度で推移し、弾力的運用のできる財源が少ない状況が続いています。
- 財政運営の自主性を示す財政力指数は、平成22（2010）年度以降1を割り込んでいます（1を上回ると、普通地方交付税の不交付団体となります）。



【出典】佐倉市資料

④財政の見通し

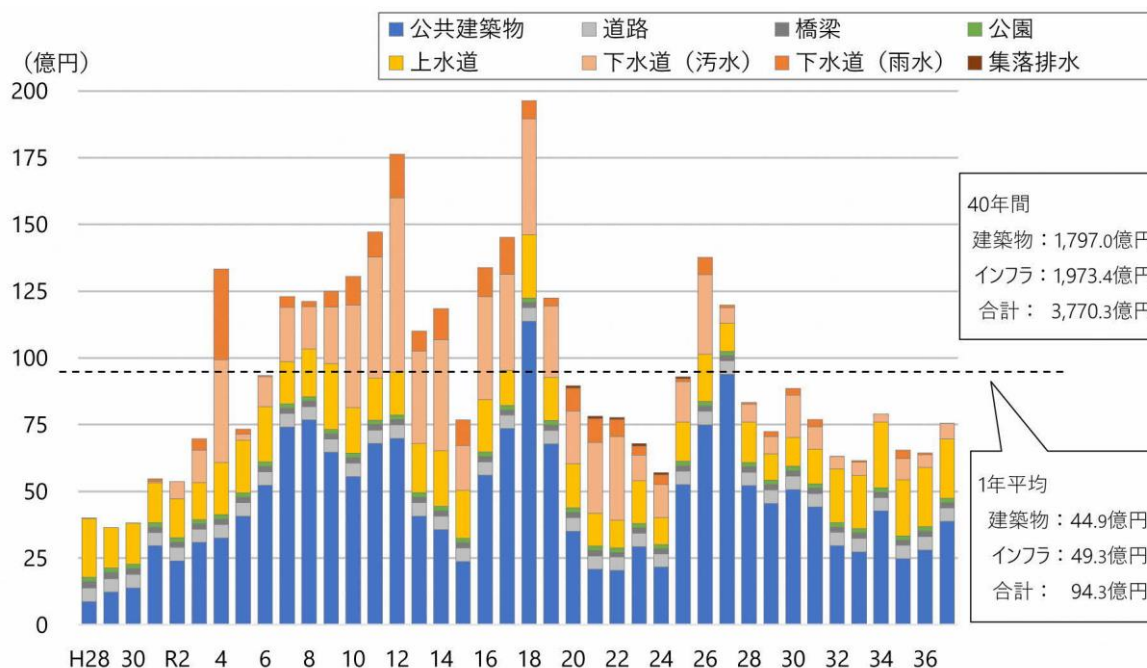
行政課題に対応するためには、財源の確保が必要となります。中期基本計画の計画期間である2027年度までの財政推計では、市税収入は横ばいで推移するものの、人件費や扶助費等の義務的経費とインフラを含む公共施設等の改修・更新等に係る経費の継続的な支出により、市の財政状況の悪化が見込まれます。これまで、事務事業の見直しによる経費削減や企業誘致等による歳入確保に取り組んできましたが、これまでの取組に加え、今後さらに、公共施設のあり方の検討等による維持管理費の抑制と市税などの自主財源の確保に取り組む、財政運営の改善に繋げていく必要があります。

【普通会計における財政推計】

○歳入		(単位:百万円)				
	5年度 (2023年) 【推計】	6年度 (2024年) 【推計】	7年度 (2025年) 【推計】	8年度 (2026年) 【推計】	9年度 (2027年) 【推計】	
市税	24,521	24,219	24,207	24,178	23,846	
地方交付税	3,450	3,520	3,545	2,975	3,219	
その他一般財源	5,591	5,066	5,066	5,065	5,065	
一般財源計	33,562	32,805	32,818	32,218	32,130	
分担金・負担金	326	272	272	272	272	
使用料	502	501	501	501	501	
手数料	131	116	116	116	116	
国庫支出金	10,479	8,308	8,343	8,343	8,343	
県支出金	4,495	4,050	4,066	4,066	4,066	
繰入金	1,681	2,141	2,162	2,162	2,662	
繰越金	2,857	2,910	2,258	1,271	407	
地方債	1,234	2,035	2,036	1,943	1,985	
その他	821	634	634	634	634	
歳入計	56,088	53,772	53,206	51,526	51,116	
○歳出						
	5年度 (2023年) 【推計】	6年度 (2024年) 【推計】	7年度 (2025年) 【推計】	8年度 (2026年) 【推計】	9年度 (2027年) 【推計】	
人件費	9,285	9,341	9,430	9,386	9,515	
扶助費	14,163	14,249	14,371	14,280	14,183	
公債費	3,080	3,037	3,250	3,163	3,281	
義務的経費計	26,528	26,627	27,051	26,829	26,979	
物件費	8,816	7,639	7,639	7,639	7,639	
維持補修費	156	156	156	156	156	
補助費	7,502	5,430	5,481	5,420	5,410	
繰出金(経常的)	5,743	5,678	5,951	5,909	5,864	
出資金等(経常的)	27	27	27	27	27	
経常経費計	48,772	45,557	46,305	45,980	46,075	
積立金	1,428	1,455	1,129	635	203	
投資的経費	2,218	4,048	4,048	4,048	4,048	
繰出金(臨時的)	746	430	430	430	430	
出資金等(臨時的)	15	24	24	24	24	
歳出計	53,179	51,514	51,936	51,117	50,780	
歳入－歳出	2,909	2,258	1,270	409	336	
財政調整基金の残高	7,854	7,309	6,438	5,074	2,777	

⑤公共施設の将来負担予測

- 公共建築物及びインフラ施設については、現状の規模を維持していく前提で40年間の将来更新費用について推計すると、公共建築物で約1,797億円、インフラ施設で約1,973億円、合計で約3,770億円となります。
- 1年平均にすると、それぞれ44.9億円/年と49.3億円/年で、合計は約94.3億円/年となり、全体で見ると令和7(2025)年頃から大きく増えていく見込みとなっています。

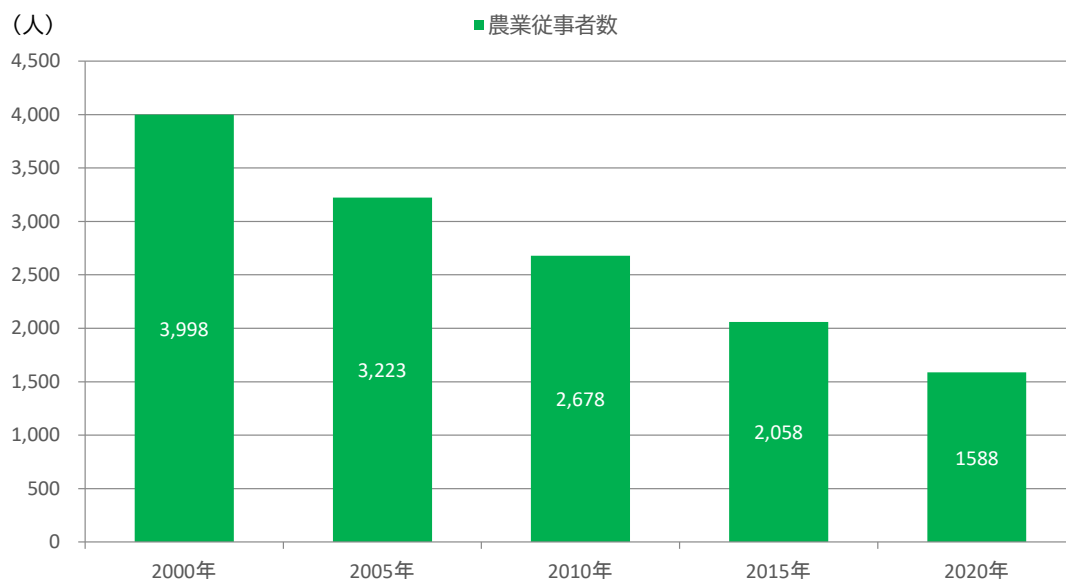


【出典】佐倉市公共施設等総合管理計画(令和5年3月改訂)

(6) 産業

① 農業

- 農林業センサスによると、農家数、農業従事者数ともに減少傾向にあり、平成 12（2000）年と令和 2（2020）年とを比較すると、農業従事者数は半分以下に減少しています。



【出典】農林業センサス（農林水産省）

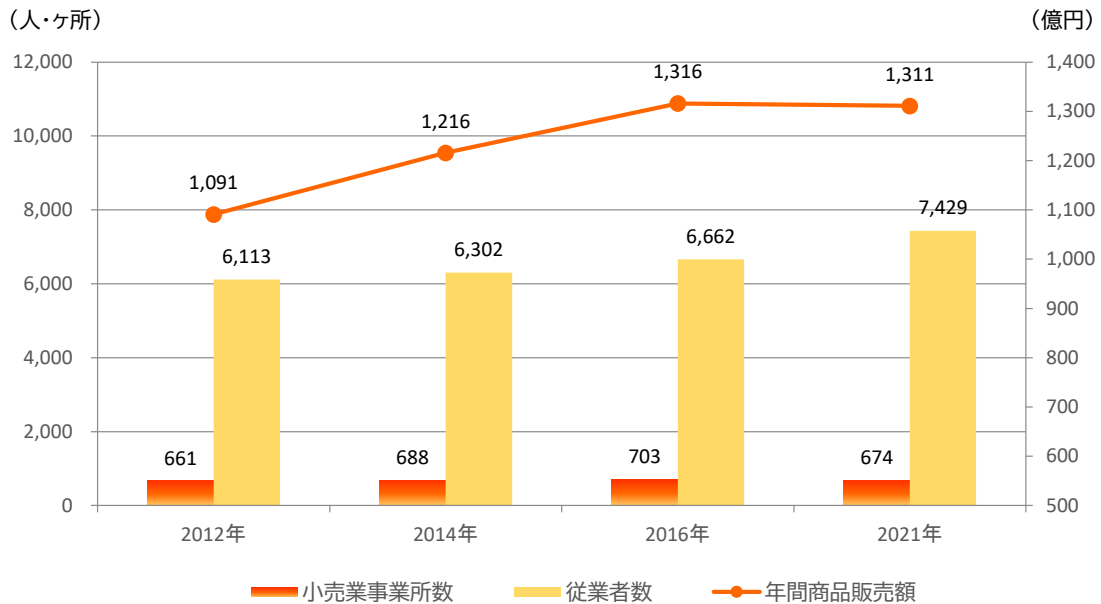
- 地区別の状況を見ると、農家数、農業従事者数ともに和田地区が最も多くなっています。

年・地区	区分	農家数	農業従事者数
		総数	総数
地区別	佐倉	133	319
	臼井	35	93
	志津	70	160
	根郷	108	244
	和田	145	355
	弥富	97	233
	千代田	78	184

【出典】農林業センサス（農林水産省）

②商業

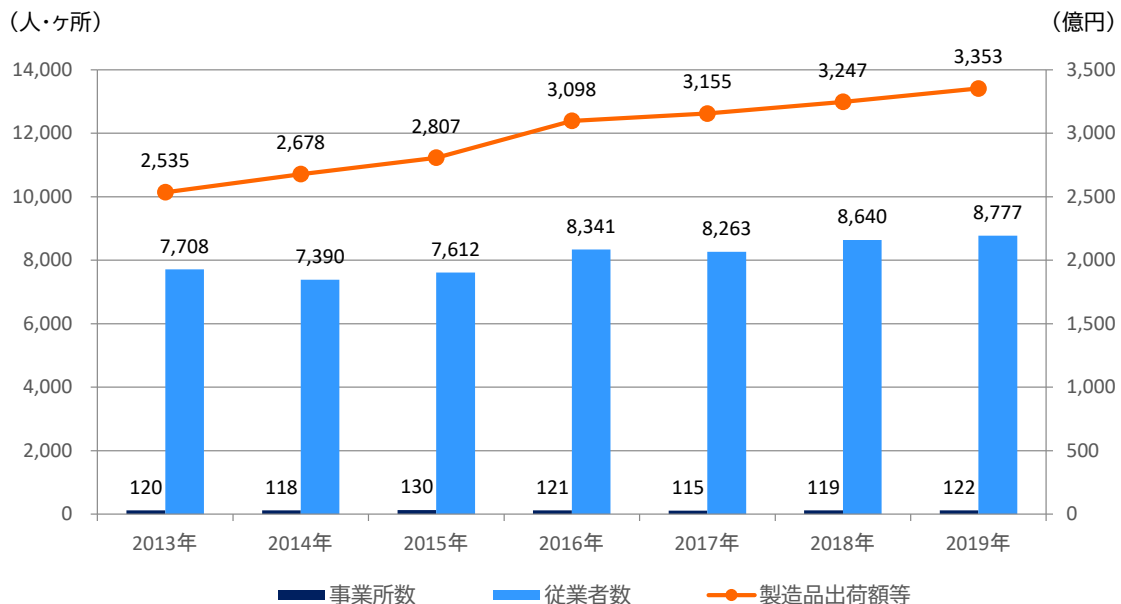
- 商業統計調査及び経済センサスによると、市内の小売業については、従業者数、年間商品販売額はいずれも概ね増加傾向にあります。事業所数は若干の減少傾向となっています。



【出典】商業統計調査（経済産業省）、経済センサス（総務省）

③工業

- 工業統計調査及び経済センサスによると、市内の製造業については、事業所数は概ね横ばいで推移しており、従業者数、製造品出荷額等はいずれも増加傾向にあります。



【出典】工業統計調査（経済産業省）、経済センサス（総務省）

(2) 第5次佐倉市総合計画 中期基本計画策定にあたってのアンケート調査

- 令和5(2023)年2月に、LINE登録者11,296名のうちの受信設定者約6,000名を対象に、アンケート調査を実施しました(有効回答者数343名、有効回収率5.72%)。
- 「住み続けたい(住みたい)と思うまち」の要素としては、「子育て環境の充実」、「公共交通機関の利便性が良いこと」、「安心・安全な生活の確保」、「商店や商業施設等の充実による買い物のしやすさ」が重視される結果となりました。
- 「住み続けたい(住みたい)と思うまち」の要素の満足度では、「自然環境が豊かな地域であること」、「文化や歴史ある街並みがあること」、「安心・安全な生活の確保」、「音楽ホールや美術館等の文化・教養施設の充実」が高く、一方、「お洒落な店が充実」、「魅力ある仕事」、「通勤や通学等における距離」、「公共交通機関の利便性」が低い結果となりました。

(3) 市民意見交換会

- 令和5(2023)年1月、2月に2回開催し、29名の市民の皆さんに、市政のテーマごとに、「課題」と「課題への対応策」についてお聞きしました。
- 子育て支援や高齢者支援、健康寿命の延伸、住環境の改善など、日々の生活の中で感じている課題や、その対応策に関するご意見が多く寄せられました。また、人口減少が進む中、市の定住人口を増やすため、外国人の受入れや、佐倉市の歴史・自然に恵まれた地域性を対外的にアピールすることの必要性など、幅広いご意見をいただきました。

(4) 高校生によるまちづくりワークショップ

- 令和5(2023)年2月に開催し、市内高校の生徒18名の皆さんに、「佐倉市の良いところ・悪いところ」「住みたい・住み続けたいまちの実現に向けて必要となる取り組み」についてお聞きしました。
- 良いところとしては、学校が多いこと、交通の便が良いこと、大型ショッピングモールやコンビニが多いことなど、高校生らしい意見がありました。また、悪いところとしては、若者が遊べる場所が少ないこと、アミューズメント施設が少ないこと、活気がないことなどの意見のほか、学校の助成金が少ないこと、高等学校卒業後の進学先がないことなど、卒業後の進学を見据えた課題や利便性の高い都市を求める傾向の意見がありました。
- 課題への対応策としては、居住性や利便さを向上させる住環境の強化だけでなく、地域の集まりを大切にするなど地域とのつながりに関する意見や、佐倉の認知度向上により活性化を図るといった意見も課題への対応策として挙げられました。

5 社会構造の変化・行政の課題

○身近に迫る脅威

- 2019年度から続いたコロナ禍は、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが2023年5月に5類感染症（季節性インフルエンザと同じ）に移行したことから、感染者や濃厚接触者の外出制限等がなくなり、感染症対策が個人の判断にゆだねられるようになりました。コロナ禍を通じて、対面による行政サービスの限界とその対応が課題として顕在化し、非接触型の行政サービスの提供が、行政手続きを行う方法の一つとして求められるようになりました。非接触型のサービスとして、国はデジタル化を推進しており、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年から2027年までの5か年の新たな総合戦略を策定し、「①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化」、「②デジタル実装の前提となる取組を国が強力に支援」という、2つの施策の方向性を示しました。これらを踏まえ、行政のサービスや事務事業のデジタル化による、多様な手法によるサービスの提供や、事務等の効率化が課題となります。
- 記録的な暴風雨となった2019年の台風15号・19号及び10月25日の大雨により、市内でも家屋の浸水や道路等のインフラへの被害が出るなど、近年の気候変動による災害被害は激甚化する傾向にあり、市民生活にも大きな影響をもたらすことが想定されます。また、気象庁により、2021年4月より「熱中症警戒アラート」が発表されるようになり、日常生活に関する指針及び運動に関する指針では、「外出をなるべく避ける」「運動は原則禁止」など、熱中症対策は日常生活にも制約を与えるようになっていきます。これらを踏まえ、日常生活における行動変容や温室効果ガスの排出抑制など気候変動緩和策の検討といった、気候変動への対応が課題となります。

○人口減少・少子高齢化

- 市の総人口は、2022年までの直近10年間で6.4%減少しています。これは、自然増減（出生・死亡）、社会増減（転入・転出）ともに、マイナスの傾向が続いているためです。人口推計によると、市内人口は40年後には現人口の52%（約9万人）まで減少することが予測されています。このまま推移すると、市の人口が減少し財政も悪化するなど、市の活力低下が予測されることから、市外からの転入促進や出生率の向上など、人口減少を緩やかにしていくことが課題となります。
- 保育園における待機児童は少子化に伴い、概ね解消しましたが、市民意見交換会において「子育て相談窓口が知られていない」「こどもの遊び場が少ない」といった意見も出されており、出生率の向上や子育て世帯の転入促進に向け、子どもを望む世帯や子育て中の世帯等への切れ目のない相談・支援体制のさらなる拡充が課題となります。
- また、高齢化も進行し、2022年には高齢者人口の割合が33%を超え、総人口の1/3を占めるようになりました。人口の高齢化に伴い、増加する高齢者の介護費用等の軽減や、人口減少社会における社会の担い手としての高齢者の活躍の場の創出など、その基本となる高齢者の健康寿命をいかに伸ばしていくかが課題となります。

○社会経済情勢の変化や、コロナ禍を経験した価値観、ライフスタイルの変化への対応

- 市民意識調査では、住み続けたいと思うまちの要素である「魅力ある仕事があること」「通勤や通学時における距離が近いこと」への満足度が低くなっています。これらのことから、産業におけるデジタル化の推進の流れを踏まえ、市内企業のデジタル化推進等による魅力的な職場づ

くり、成田空港や東関東自動車道、北千葉道路といった交通インフラに恵まれた立地を活かした企業の誘致、起業や創業への支援といった、市内産業の魅力の底上げが課題となります。

- 少子化・人口減少社会における労働力不足解消のため、市内企業等への就業希望者への就職先・住まい探しの支援といった、包括的な就業支援が課題となります。

○一人一人が尊重される環境づくり

- 児童虐待や子どもの貧困といった、子どもを取り巻く生活環境の悪化や、不登校やいじめ、医療的ケア児への対応といった、学校現場での様々な問題・課題に対応した教育機会の提供や、教育現場におけるデジタル化の推進など、日々変化する教育環境に対応した学びの場づくりが課題となります。

○暮らしの安全・安心の確保

- 市内の道路や上下水道等のインフラは概ね整備され、成熟した都市基盤を有していると考えられますが、一方で、学校や公民館等の公共施設の老朽化も進んでおり、公共施設等の計画的な修繕や改修・設備更新、効率的な施設の維持管理システムの導入、公共施設の適正配置の検討等が課題となります。
- 災害や感染症対策、地域での居場所づくりの重要性など、地域での共助やコミュニティ活動への期待は高まっていますが、市民意識調査では、住み続けたいと思うまちの要素である「地域コミュニティ活動が活発である」への満足度（57%）と不満度（43%）が拮抗しており、自治会加入率も減少傾向です。そのため、地域での様々な活動に対する支援強化による地域コミュニティ活動の活性化が課題となります。

○積極的に活用する佐倉のポテンシャル

- 市民意識調査では、住み続けたいと思うまちの要素である「自然環境が豊かな地域であること」「自然や歴史的街並みがあること」への満足度が高くなっています。市民一人あたりの公園面積は増加傾向にあります。印旛沼をはじめとする市内の豊かな自然環境の保全や魅力の向上、佐倉城址や武家屋敷といった歴史的資源を活かしたまちづくりが求められています。また、これらの資源を活用し、観光需要の喚起や交流人口の増加による、地域経済の活力増進や街の活性化が課題となります。
- 佐倉市への転入者の増加や、観光需要の喚起、交流人口の増加など、外部からの影響を享受するためには、市外の人々に対して市の魅力を知ってもらい、佐倉市を選択してもらうことが不可欠となります。同様に、市民の佐倉市に住むことへの満足度をさらに向上させるためにも、行政サービスや様々な市内の魅力を伝えることが求められています。これらのことを踏まえ、市内外問わず、多くの方々に、市の魅力等について知っていただくためにも、デジタル技術を活用し、効果的な情報提供を行っていくことが課題となります。

計画の体系

計画の体系

<将来都市像>

<5つのまちづくりの基本方針>

<基本施策>



1 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）

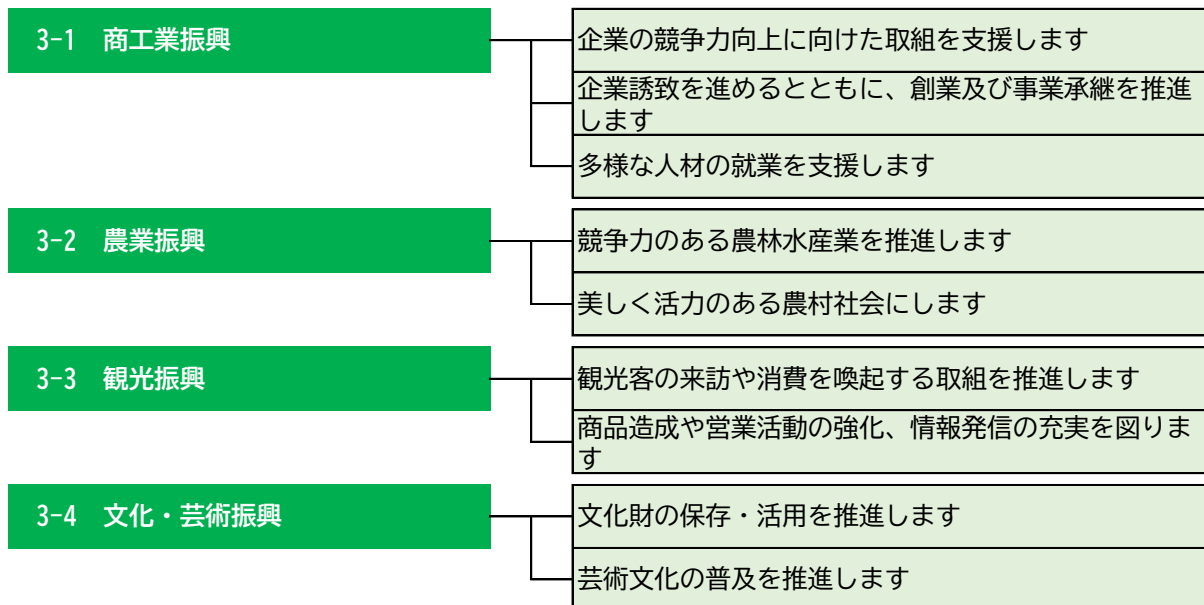
1-1 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します 生活困窮者の相談・支援を行います
1-2 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います 子育てに係る経済的負担を軽減します 児童虐待の防止を図ります 保育の受け皿の確保等、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります
1-3 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します 生きがいづくり・介護予防を推進します 認知症施策を推進します 安定した介護保険運営を行います
1-4 障害者福祉	<ul style="list-style-type: none"> 障害に対する理解を促進します 障害福祉サービスを充実します
1-5 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりを推進します 生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります 地域医療の充実を図ります 医療費の適正化を図ります

2 人と自然が調和した安心して暮らせるまち（都市基盤・住環境）

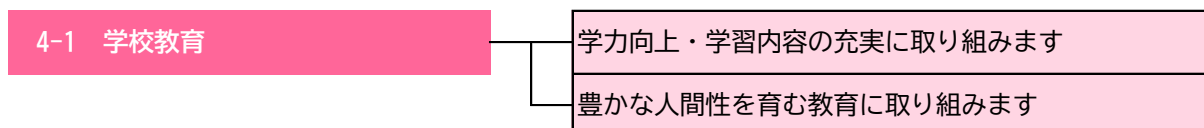
2-1 都市計画・公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 都市と農村が共生するまちづくりを計画的に推進します 持続可能な公共交通網の形成を推進します 景観形成による愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します
2-2 住宅・住環境	<ul style="list-style-type: none"> 良好な住生活の確保及び向上に努めます 適正な建築行政を推進します
2-3 道路環境	<ul style="list-style-type: none"> 快適な道路の整備を推進します 安全・安心な道路環境を保全します
2-4 公園・緑地整備	<ul style="list-style-type: none"> みどりの適正な量の確保とみどりの質の向上を目指します みどりを活用し、持続可能で豊かな暮らしを実現します 市民協働・公民連携によるみどりの維持管理や利活用を促進します



3 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち（産業・観光・文化）



4 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち（教育）



4-2 教育環境	良好な学習環境を整備します
	地域に開かれた学校運営を行います
	安心して学校に通える環境を提供します
4-3 生涯学習	市民の生涯学習を推進します
	生涯学習の環境を整備します
4-4 青少年健全育成	青少年の健全育成に取り組みます
	地域とのふれあいを増やします
4-5 スポーツ振興	スポーツを楽しむ機会を提供します
	スポーツ施設を提供します

5 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち（市民参加・自治体運営）

5-1 コミュニティ	地域における市民活動を支援します
	コミュニティの活動拠点の整備支援・利用促進を行います
5-2 平和・国際化	平和の尊さを啓発し、恒久平和に向けた世界の取組と連携します
	多文化が共生できる地域づくりを推進します
5-3 情報発信・共有、広聴	シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります
	市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します
5-4 人権・男女平等参画	人権を尊重する意識の醸成を行います
	あらゆる場における男女平等参画を推進します
	DV等あらゆる暴力の根絶を目指します
5-5 行財政運営	人事管理の適正化を推進します
	健全で持続可能な行財政運営を推進します
	税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します
	行政手続の簡素化と利便性の向上を図ります
5-6 資産管理・運営	効果的・効率的な資産運営をすすめます
	施設の保全を行います
5-7 企業・高等教育機関等との連携	企業・高等教育機関等との連携・協力を推進します

重点施策

重点施策の設定

2019年度から続いたコロナ禍による感染防止の観点から、市民のライフスタイルが大きく変化し、対面によらない非接触型の手続や、オンライン会議の急速な普及など、企業や学校、行政をはじめとした様々なところでデジタル化が進展してきました。国は、デジタル田園都市国家構想交付金などの財源措置により、社会全体のデジタル化を推進しており、市においても、これに対応して様々な分野におけるデジタル化を推進することが求められています。

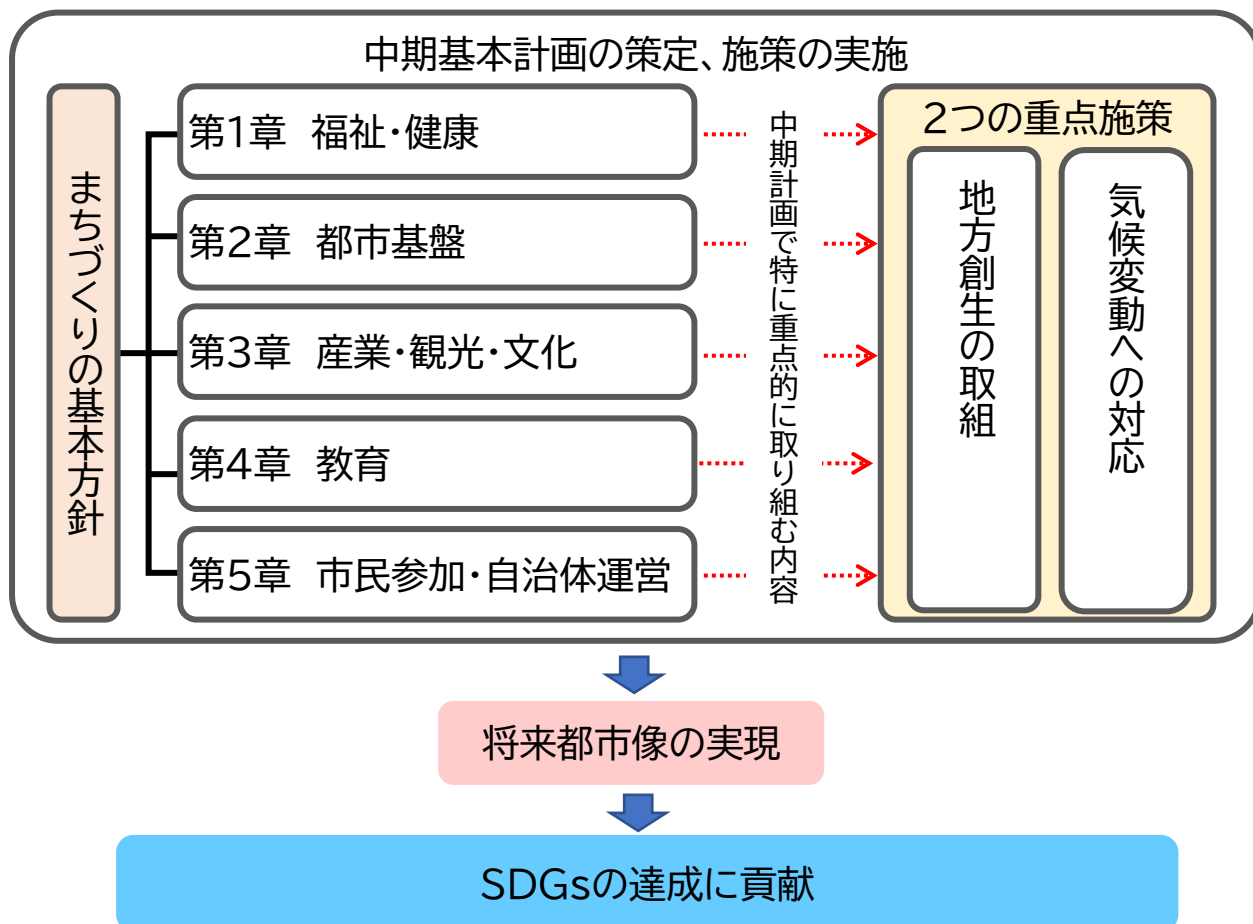
一方で、歯止めのかからない人口減少・少子高齢化という課題に対しては、これまでも増して、切れ目のない子育て支援の拡充が求められるとともに、高齢者の健康寿命延伸を図る市民の健康づくり施策や、性別、年齢、障害の有無等に関わらずあらゆる人々が活躍できる場の創出などによる生きがいづくりへの支援、定住促進を図る住宅施策、魅力的な仕事に従事し、個人が豊かさを実感できるまちづくりも重要になります。

加えて、近年の気温上昇や台風・大雨などにより、市街地や農地・農作物等への被害が発生していることや、熱中症対策などの市民生活に直接影響する事象も生じており、こうした気候変動への対応も重要度を増してきています。

これらの課題を解決する取組を進め、佐倉市が持続可能なまちとなっていくためには、限りある財源を効果的に配分し、戦略的かつ中長期的に各種施策を展開していく必要があります。

今回の基礎調査結果で明らかになった課題等に対応するため、中期基本計画期間内(2024年度～2027年度)で、特に重点的・分野横断的に取り組むものとして、「地方創生の取組」、「気候変動への対応」の2つの重点施策を掲げています。

重点施策に掲げた施策を優先的・重点的に実施することにより、計画全体の着実な推進を先導していくことで、SDGsの達成にも寄与していきます。



重点施策Ⅰ 地方創生の取組

(佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略)

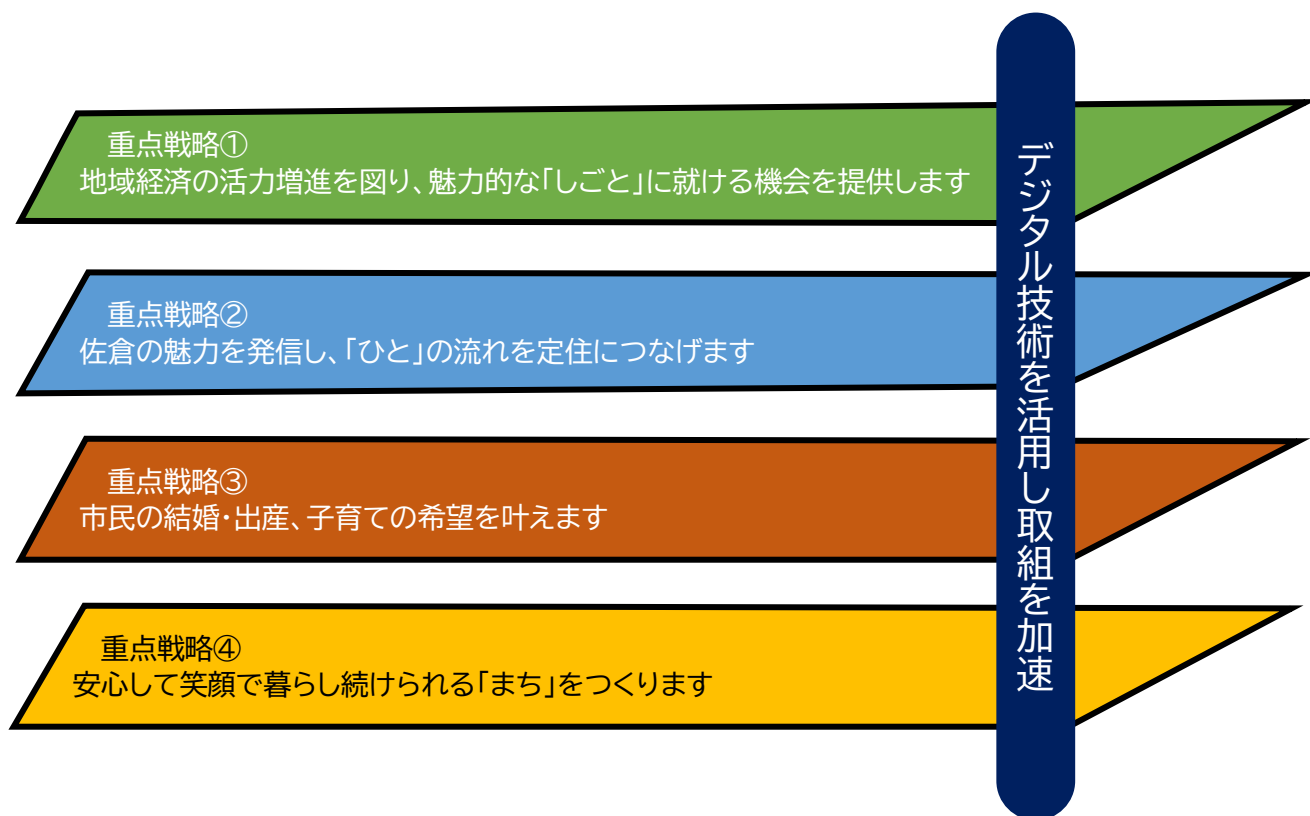
本市では、2011 年をピークに人口が減少し続けており、喫緊の課題である少子高齢化・人口減少に対応するため、地方創生の取組として、2015 年度から 2019 年度までを計画期間とする「佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、2020 年度から 2024 年度までを計画期間とする「第 2 期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、重点的・分野横断的に施策を推進してきたところです。

こうした中、2022 年 12 月に、国は、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタルの力を活用した地域の社会課題解決と魅力向上を図ることを目的として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、地方においても、これを勘案して地方版総合戦略の見直しに努めるよう求めています。

これを受けて、本市では、地方創生を目的とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の考え方が、中期基本計画(2024 年度～2027 年度)の期間内において取り組むべき課題への対策と合致することから、中期基本計画の重点施策①を「佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略」とすることとします。

この重点施策①では、「第 2 期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方は継承しつつ、4 つあった基本目標を重点戦略として位置付け、これまでも進めてきた、人口減少・少子高齢化に対応するための地方創生の取組を、デジタル技術を活用し加速させていきます。

なお、重点戦略の進捗状況を確認し、次の取組への改善につなげるため、重要業績評価指標(KPI)を設定し、毎年度、行政評価制度を活用しながら、PDCA サイクルが機能するよう、進捗管理を図ります。



重点戦略①地域経済の活力増進を図り、魅力的な「しごと」に就ける機会を提供します

(1)基本的方向

2028 年度末に完成予定の成田空港の拡張・機能強化に伴う周辺地域の経済規模拡大を見据え、企業立地を可能とする産業用地の確保を検討していくとともに、市内企業の競争力向上に向けたデジタル化などの取組に対する支援や、求職者に対する就労支援など、佐倉市で安心して働ける環境づくりに努めます。また、市民が多様な働き方を選択できるよう、テレワークやワーケーション、勤務地へのアクセス向上などに資する取組を含め、魅力的な仕事に従事できる機会提供に努めます。

(2)重点戦略の目標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（2022 年度）	目標値（2027 年度）
市内従業者数	41,414 人	42,476 人

(3)重点戦略の内容

①企業誘致の推進と既存企業等への支援

企業が新たに市内へ進出できるよう、「都市マスタープラン」や「市街化調整区域の土地利用方針・地区計画ガイドライン」に沿った産業用地の検討や、官民連携による企業立地支援に努めます。

市内の既存企業に対しては、企業が持つ魅力を底上げできるよう、事業継続や DX 化、他企業とのマッチング、新規事業の立ち上げ支援等、多様な支援を行います。

（該当する施策）

3-1-① 企業の競争力向上に向けた取組を支援します

3-1-② 企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します

3-2-① 競争力のある農林水産業を推進します

②多様な人材の就業の支援

市内の農家や企業が有している価値や魅力を活かし、経営力を向上させる取組を支え、就業機会と雇用を確保していくとともに、若い世代や高齢者、女性、外国人、障害者等多様な人材が活躍できる場を創出する取組や、誰もが魅力的な仕事に就ける取組を検討し、市民の就労促進や職場への定着支援を図ります。

市内在住者のテレワーク推進や小規模事業者への支援の一環として、スマートオフィスプレイス等での活動を通じ、利用者間の交流を促進することにより、交流から生まれる新たな事業のスタートアップ支援など、様々な相乗効果を生み出すことのできる環境づくりに努めます。

（該当する施策）

1-3-② 生きがいづくり・介護予防を推進します

1-4-② 障害福祉サービスを充実します

3-1-① 企業の競争力向上に向けた取組を支援します【再掲】

3-1-③ 多様な人材の就業を支援します

3-2-① 競争力のある農林水産業を推進します【再掲】

(1)基本的方向

緑豊かな自然環境の保全・活用、歴史的建造物など文化財の保存・活用、ICT の更なる推進等により豊かな人間性を育み、才能開花を助長する学校教育の充実など、佐倉市が有する魅力的な資源に磨きをかけ、それらを、デジタル技術を活用し効果的に市内外へと発信することで、訪れたい・住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。また、移住・定住サイトによる移住希望者への情報提供や転入を希望する人に対して、住宅関連の支援を充実し、定住人口の増加を目指します。

(2)重点戦略の目標

重要行政評価指標 (KPI)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
転入超過数 (20 歳～49 歳)	▲303 人	0 人

(3)重点戦略の内容

①佐倉の魅力を発信

都市型生活や田園的生活などの多様なライフスタイルや、公園・文化財などの地域資源、それらを活用した休暇の過ごし方など、佐倉市で実現できる様々な生活風景やアクティビティを市内外の人に向けて、効果的に発信し、来訪者の増加やシビックプライドの醸成を図ります。

(該当する施策)

3-3-② 商品造成や営業活動の強化、情報発信の充実を図ります

5-3-① シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります

②佐倉の魅力の向上

印旛沼や里山・竹林などに代表される豊かな自然環境と日本遺産に認定された江戸を感じる北総の町並みの保全・活用を図るとともに、観光Wコア構想に基づき、佐倉の魅力を体感できる取組を推進します。

(該当する施策)

2-1-③ 景観形成による愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します

2-9-① 豊かな自然環境を保全します

3-3-① 観光客の来訪や消費を喚起する取組を推進します

3-4-① 文化財の保存・活用を推進します

③子どもたちの才能が開花する教育と定住を促進する住まいに関する支援の充実

「佐倉で才能が開花する」というシティプロモーションのブランドメッセージ実現につながる小中学校の学習環境を整備するとともに、豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。また、転入を希望する人に対し、空き家バンクの利活用や、転出抑制も含めた定住促進を図るための住宅関連の支援を拡充します。

(該当する施策)

2-2-① 良好な住生活の確保及び向上に努めます

4-1-① 学力向上・学習内容の充実に取り組みます

4-1-② 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

4-2-① 良好な学習環境を整備します

重点戦略③市民の結婚・出産、子育ての希望を叶えます

(1) 基本的方向

結婚を希望する市民には、出会いの場を提供するほか、婚姻に結びつく相談・支援を行います。また、デジタル技術を活用した相談支援など、妊娠期から出産・子育てまで一貫した子育て支援サービスを提供し、子どもを安心して産み、楽しく子育てできる環境づくりを進めます。

(2) 重点戦略の目標

重要行政評価指標（KPI）	現状値（2022年度）	目標値（2027年度）
佐倉市における年間出生数	757人	994人

(3) 重点戦略の内容

① 結婚へつながる機会の提供

結婚を希望する方がパートナーに巡り会える機会を提供します。また、経済的に余裕がないカップルには、転居費用等を支援します。

（該当する施策）

2-8-③ 結婚支援を推進します

② 妊娠・出産・子育て期を通した切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに関する情報の提供や、相談・支援の充実を図るなど、妊婦や子育て中の世帯に対する支援の拡充や、収入の少ない子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図ります。

（該当する施策）

1-2-① 相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います

1-2-② 子育てに係る経済的負担を軽減します

1-2-③ 児童虐待の防止を図ります

1-2-④ 保育の受け皿の確保等、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります

4-2-③ 安心して学校に通える環境を提供します

重点戦略④安心して笑顔で暮らし続けられる「まち」をつくります

(1)基本的方向

市民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって活力にあふれ、生きがいを持ち、互いに尊重し合える地域社会の実現を目指します。また、デジタル技術を活用した効率的な行財政運営を進めていくとともに、社会基盤の整備を進め、誰もが安全・安心で快適な市民生活を送ることができるまちを目指します。

(2)重点戦略の目標

重要行政評価指標（KPI）	現状値（2022年度）	目標値（2027年度）
「佐倉市を住みやすいと感じる市民の割合」（10年以上居住の市民）	73.1%	76.1%

(3)重点戦略の内容

①生涯活躍の場の創出

健康づくり活動や介護予防の普及・促進、生涯学習環境の充実、持続可能な公共交通網の形成を図り、誰もが健康で、生涯にわたり活躍できる地域社会の実現を目指します。

（該当する施策）

- 1-3-① 住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します
- 1-3-② 生きがいつくり・介護予防を推進します【再掲】
- 1-3-③ 認知症施策を推進します
- 1-5-① 市民の健康づくりを推進します
- 1-5-② 生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります
- 2-1-② 持続可能な公共交通網の形成を推進します
- 4-3-① 市民の生涯学習を推進します
- 4-5-① スポーツを楽しむ機会を提供します

②市民協働による地域活動の活性化

地域社会における市民活動を支援し、住民相互の支え合いによる地域づくりを推進します。

（該当する施策）

- 1-1-① 地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します
- 5-1-① 地域における市民活動を支援します

③安全・安心を確保する社会基盤の整備

（該当する施策）

道路、上下水道といった市民の生活に欠かすことのできない社会インフラの整備を進めます。

- 2-3-② 安全・安心な道路環境を保全します
- 2-5-① 経営と施設の健全性、持続性を確保します
- 2-5-② 雨水排水施設を適正に管理し浸水被害の軽減に努めます
- 2-6-④ 災害に備えた体制を整備します

④持続可能な行財政運営

デジタル化による行政サービスの利便性向上を図るとともに、公共施設等について、市の財政状況を考慮しつつ適切な修繕や更新を図れるよう、維持管理方法や適正な配置を検討していきます。

(該当する施策)

5-5-④ 行政手続の簡素化と利便性の向上を図ります

5-6-① 効果的・効率的な資産運営をすすめます

5-6-② 施設の保全を行います

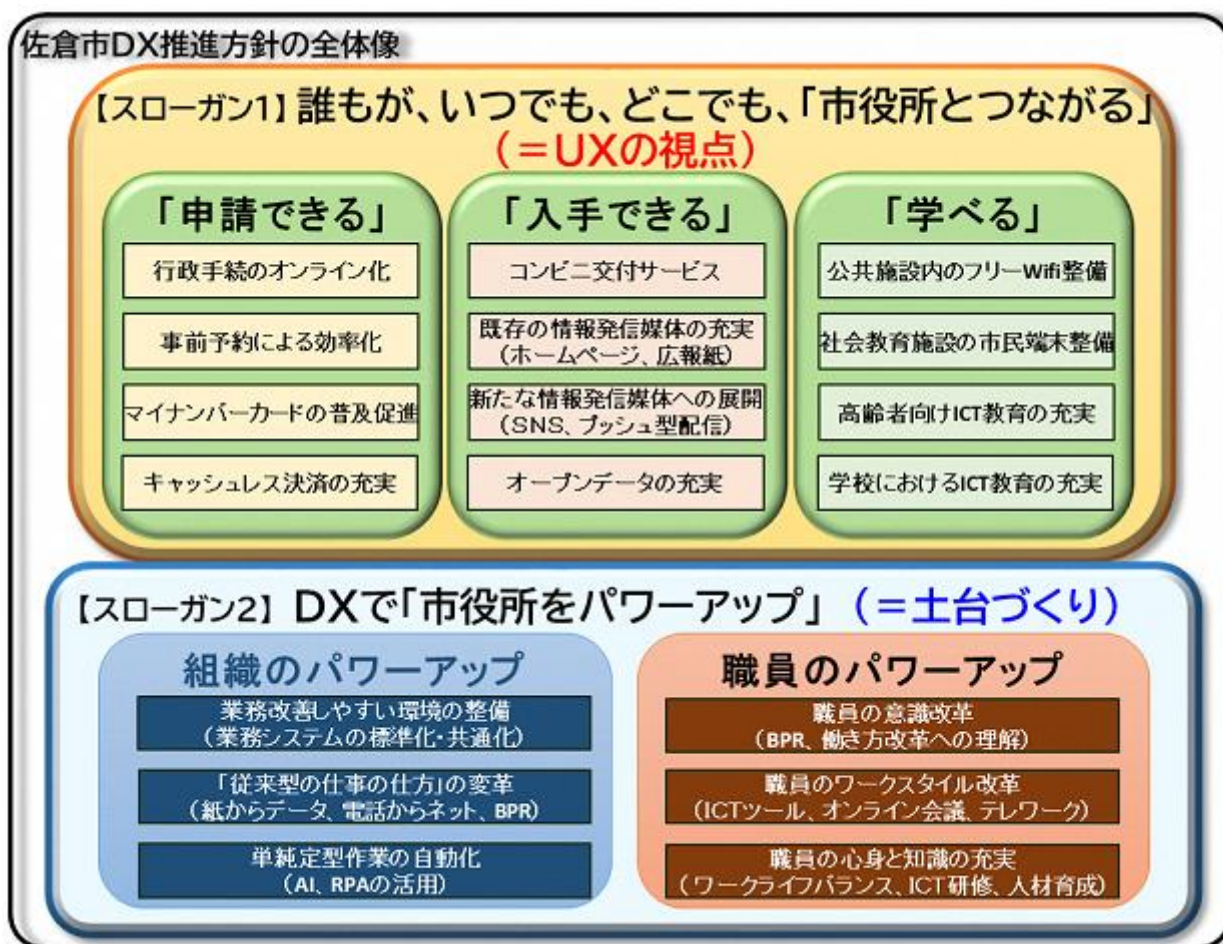
横断的視点:デジタル技術の活用

国は、2022年12月、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく必要があるとして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、デジタルの力を活用しながら、従来のまち・ひと・しごと創生総合戦略における4つの取組を進めるとされ、地方に対して「ハード・ソフトのデジタル基盤整備」、「デジタル人材の育成・確保」、「誰一人取り残さないための取組」を強力に推進していくとされています。

本市においても、重点施策①「地方創生の取組(佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略)」の4つの重点戦略において、デジタル技術の積極的な活用を図り、地方創生の取組を加速化することで、誰もがデジタル化の恩恵を享受でき、便利で快適に暮らせる社会の実現を目指します。

(参考:佐倉市デジタルトランスフォーメーション推進方針)



重点施策Ⅱ 気候変動への対応

(1)佐倉市が取り組む理由

印旛沼を擁する佐倉市では、流入河川の氾濫がたびたび発生するなど、洪水調整機能の強化が地域課題の一つとなっています。近年では、地球温暖化等の影響により、ゲリラ豪雨の頻発化など、内水氾濫のリスクも増大しています。また、佐倉市は、熱中症リスクの指標となる『暑さ指数(WBGT)』も高い状況にあり、2023年6月から8月においては、熱中症警戒アラートが発表される基準である「33以上」となった延べ時間数が全国1位となるなど、気候変動によるさまざまな影響が市内で顕在化しつつあります。

一方、本市には、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収できる「緑」が豊富であるとともに、里山や竹林といった身近にある「緑」を保全しようとする民間の取組が活発に行われているなど、気候変動対策の二本柱である「緩和」と「適応」を推し進める土壌が整っていることから、佐倉市が率先して行動し、周辺自治体の模範となるよう取り組むべきと考えています。

2018年に成立した気候変動適応法では、地方公共団体の責務として、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策推進に努めるよう規定されており、地域気候変動適応計画の策定や、地域気候変動適応センターの機能確保を努力義務と定めています。佐倉市では2019年の台風・大雨で甚大な被害を被った経験もあることから、喫緊の課題である気候変動への対応を重点施策に位置付け、取組を推進していきます。

(2)重点施策の内容

①市民意識の醸成

私たちは、気候変動の影響を受ける最大の被害者が「人間」とであると同時に、その原因者も「人間」であることを認識することが重要です。

市民一人ひとりが、気候変動を自分事として捉え、その影響へ「適応」、さらには、その「緩和」のための行動が自発的に行えるよう、広報活動や学校教育等により市民意識の醸成に資する取組を進めます。

(該当する主な取組)

- ・広報紙を活用した市民周知(2-9-④:地球温暖化対策を推進します)
- ・学校教育におけるESDの充実(4-1-②:豊かな人間性を育む教育に取り組めます) など

②行動計画の策定

既に顕在化している影響に「適応」しつつ、気候変動を「緩和」させていくためには、気候変動適応施策を計画的に進めていくことが重要です。2023年10月から企画政策課内に気候変動対策準備室を設置し、本市における気候変動の影響について分析するとともに、分析結果に基づく取組を整理した「行動計画」を策定します。

分野	将来予測される主な影響
 農業、林業、水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・作物の生育不良 ・病害虫の増加 
 水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、湖沼の水質悪化 ・渇水の深刻化 
 自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・希少な動植物の分布が縮小 ・外来生物の侵入・定着 
 自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の増加、浸水被害地の拡大 ・土砂災害の発生 
 健康	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症患者の増加 ・蚊が媒介する感染症の増加 
 産業・経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ・レジャー、観光産業への影響 ・災害による生産設備への被害 
 市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨による停電や断水 ・暑熱による生活への影響 

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

なお、気候変動適応施策として、その実効性を担保するためには、気候変動に関連した指標設定が重要となりますが、これらの指標については、地域気候変動適応計画となる「行動計画」の中で整理します。

(該当する主な取組)

- ・本市における気候変動の現状分析(2-9-④:地球温暖化対策を推進します)
- ・地域気候変動適応センターとなる課内室の設置(5-5-①:人事管理の適正化を推進します)
- ・行動計画の進捗管理(2-9-④:地球温暖化対策を推進します) など

③施策連携による「適応策」及び「緩和策」の推進

気候変動に伴う影響は、様々な分野で発現しており、「行動計画」の策定を待たず、「できる事」からの取組が求められています。

佐倉市がこれまでに取り組んできた施策や、この中期基本計画で整理した他の施策の中にも、気候変動に「適応」、あるいは「緩和」が期待できる取組もあり、これら施策についても、気候変動適応施策の一環として位置付け、推進していきます。

(該当する主な取組)

ア)適応策の推進

- ・熱中症対策(1-5-①:市民の健康づくりを推進します)
- ・グリーンインフラの活用(2-4-②:みどりを活用し、持続可能で豊かな暮らしを実現します)
- ・治水対策(2-5-②雨水排水施設を適正に管理し浸水被害の軽減に努めます)
- ・谷津環境の保全(2-9-①:豊かな自然環境を保全します)
- ・農業農村の持つ多面的機能の維持(3-2-②:美しく活力のある農村社会にします) など

イ)緩和策の推進

- ・4Rの推進(2-9-②:ごみの減量化・資源化を推進します)
- ・ゴミの分別によるリサイクルの促進(2-9-②:ごみの減量化・資源化を推進します)
- ・ペットボトルの削減策としてのマイボトル活用の推進(2-9-②:ごみの減量化・資源化を推進します)
- ・自然共生サイトの維持に係る支援(2-9-④:地球温暖化対策を推進します)
- ・省エネルギーの促進(2-9-④:地球温暖化対策を推進します)
- ・再生可能エネルギーの普及(2-9-④:地球温暖化対策を推進します) など

第5次佐倉市総合計画における SDGs の考え方

第5次佐倉市総合計画における SDGs の考え方

(1) SDGs とは

SDGs は、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 自治体に期待される SDGs の取組と施策の関係

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとしてしています。また、それぞれの目標に対し、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments) は自治体行政が果たし得る役割を示しています。このUCLGが示す役割をSDGsの17の目標毎に明示し、本計画の基本施策との関係を次の表のとおりまとめました。


第5次佐倉市総合計画の推進を図ることにより、多くのSDGsの目標の達成に寄与していきます。

また、2030年までにSDGsに掲げる17の目標を達成するためには、行政だけでなく、市民一人ひとりが様々な地域課題を「自分ごと」として考え、行動することが重要であることから、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向け、市民等への普及啓発を図るとともに、企業や団体などあらゆるステークホルダーと連携しながら、社会課題の解決に取り組みます。


(3) SDGsの目標に寄与する指標の設定

中期基本計画では、新たに「SDGsの目標に寄与する指標」を設定しています。各基本施策に設けた成果指標をSDGsの169のターゲットと照らし合わせ、いずれかのターゲットに寄与すると判断したものを「SDGsの目標に寄与する指標」としました。


<中期基本計画と SDGs の関係性>

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。 各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>≪該当する基本施策（下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有）≫ <u>1-1 地域福祉（P60）,1-2 子育て支援（P62）</u></p>


対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	1-1 地域福祉（P60）	生活困窮者支援プラン策定件数
		1-2 子育て支援（P62）	ひとり親家庭対応件数

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>≪該当する基本施策（下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有）≫ <u>1-1 地域福祉（P60）,1-2 子育て支援（P62）,1-5 健康づくり（P68）,3-2 農業振興（P94）</u></p>


対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	3-2 農業振興（P94）	認定農業者等を含む担い手への農地利用集積面積
			有機農業に取り組む農地面積

	<p>3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>≪UCLG が示す役割≫</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究結果も得られています。</p>
	<p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有</u>）≫</p> <p>1-2 子育て支援（P62）, 1-5 <u>健康づくり</u>（P68）, 2-3 道路環境（P76）, 2-7 <u>防犯・交通安全</u>（P84）, 2-9 <u>環境保全</u>（P88）, 4-5 <u>スポーツ振興</u>（P110）</p>


対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGsの目標に寄与する指標
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	2-7 防犯・交通安全（P84）	交通事故発生件数
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	1-5 健康づくり（P68）	健康寿命（65歳における平均自立期間） がん検診受診率 「かかりつけ医」を決めている市民の割合 「かかりつけ薬剤師・薬局」を決めている市民の割合
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	2-9 環境保全（P88）	環境基準達成率
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	1-5 健康づくり（P68）	特定健康診査受診率

4 質の高い教育を みんなに 	4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する ≪UCLG が示す役割≫ 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。 ≪該当する基本施策（ <u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u> ）≫ <u>1-2 子育て支援 (P62)</u> 、 <u>1-4 障害者福祉 (P66)</u> 、 <u>2-9 環境保全 (P88)</u> 、 <u>3-1 商工業振興 (P92)</u> 、 <u>4-1 学校教育 (P102)</u> 、 <u>4-2 教育環境 (P104)</u> 、 <u>4-3 生涯学習 (P106)</u> 、 <u>4-4 青少年健全育成 (P108)</u> 、 <u>5-2 平和・国際化 (P116)</u> 、 <u>5-4 人権・男女平等参画 (P120)</u>
---	--


対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
4.1	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	4-1 学校教育 (P102)	学習状況調査における平均正答率 授業に ICT を活用して指導できる教員の割合
4.2	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	1-2 子育て支援 (P62)	子育て支援サービスについて、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合 待機児童（保育園・学童保育）
4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	4-1 学校教育 (P102) 4-3 生涯学習 (P106)	佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合 生涯学習施設及び学習内容について満足している、やや満足していると答えた市民の割合
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	4-2 教育環境 (P104)	学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合

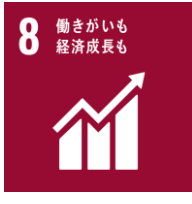
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメント（能力強化）を行う</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u>）≫ 1-2 子育て支援（P62）, 5-4 人権・男女平等参画（P120）</p>

対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	5-4 人権・男女平等参画（P120）	各種審議会、委員会等の女性委員比率


 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u>）≫ 2-5 上下水道（P80）, 2-9 環境保全（P88）</p>


対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
6.1	2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	2-5 上下水道（P80）	上水道重要施設までの水道管の耐震適合率
6.2	2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。		下水道管点検・調査率
6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	2-9 環境保全（P88）	生活排水処理率

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p>
	<p>≪該当する基本施策≫ 2-9 環境保全 (P88)</p> <p>≪該当する指標≫ なし</p>


 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
	<p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有</u>）≫ <u>1-1 地域福祉 (P60)</u> , <u>1-3 高齢者福祉 (P64)</u> , <u>1-4 障害者福祉 (P66)</u> , <u>3-1 商工業振興 (P92)</u> , <u>3-3 観光振興 (P96)</u> , <u>3-4 文化・芸術振興 (P98)</u> , <u>5-5 行財政運営 (P122)</u></p>

対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	3-1 商工業振興 (P92)	企業誘致助成金新規受給企業数
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。		佐倉商工会議所会員事業者組織率 起業塾（入門編・実践編）受講者の創業者数
8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。		地域職業相談室における市内相談者の就職率
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	3-3 観光振興 (P96)	観光文化施設等入込客数 佐倉市観光文化サイト「となりの佐倉」閲覧数
		3-4 文化・芸術振興 (P98)	年間来館者数（市民音楽ホール・市立美術館）


 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
	<p>≪該当する基本施策≫ 2-1 都市計画・公共交通（P72）,2-3 道路環境（P76）,2-9 環境保全（P88）,3-1 商工業振興（P92）</p> <p>≪該当する指標≫ なし</p>

 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 各国内および各国間の不平等を是正する</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>≪該当する基本施策（下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有）≫ 1-1 地域福祉（P60）,1-3 高齢者福祉（P64）,1-4 障害者福祉（P66）,2-8 市民相談・結婚支援（P86）,5-2 平和・国際化（P116）,5-4 人権・男女平等参画（P120）</p>


対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGsの目標に寄与する指標
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	1-4 障害者福祉（P66）	障害理解促進に係るイベントの参加者数 （施設入所等からの）地域移行者数
		5-2 平和・国際化（P116）	多様性を認め合い、外国人、外国文化に理解ある態度が取れる市民の割合
		5-4 人権・男女平等参画（P120）	人権尊重のまちづくりデリバリー事業で「人権問題への理解や関心が深まった」と回答した人の割合

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p> <p>≪UCLG が示す役割≫ 包括的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p> <p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u>）≫ <u>2-1 都市計画・公共交通（P72）</u>、<u>2-2 住宅・住環境（P74）</u>、<u>2-3 道路環境（P76）</u>、<u>2-4 公園・緑地整備（P78）</u>、<u>2-6 消防・防災（P82）</u>、<u>2-9 環境保全（P88）</u>、<u>3-4 文化・芸術振興（P98）</u>、<u>5-6 資産管理・運営（P124）</u></p>
---	--


対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	2-1 都市計画・公共交通（P72）	公共交通が利用しやすいと思う市民の割合
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	3-4 文化・芸術振興（P98）	指定・登録文化財等の数
11.7	2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	2-4 公園・緑地整備（P78）	佐倉市内の公園の利用頻度


	12 持続可能な生産消費形態を確保する ≪UCLG が示す役割≫ 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
	≪該当する基本施策（下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有）≫ <u>2-9 環境保全（P88）</u> 、 <u>5-5 行財政運営（P122）</u>

対応するSDGsのターゲット		該当する基本施策	SDGsの目標に寄与する指標
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	2-9 環境保全（P88）	ごみ総排出量

	13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる ≪UCLG が示す役割≫ 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	≪該当する基本施策（下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有）≫ <u>2-5 上下水道（P80）</u> 、 <u>2-6 消防・防災（P82）</u> 、 <u>2-9 環境保全（P88）</u>

対応するSDGsのターゲット		該当する基本施策	SDGsの目標に寄与する指標
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	2-5 上下水道（P80）	排水ポンプ施設（排水ポンプ・操作盤・水位計等）の更新数
		2-6 消防・防災（P82）	災害に対して備えのある市民の割合 災害情報メール登録者数
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	2-9 環境保全（P88）	市役所の温室効果ガス（CO2）排出量
			市全体の温室効果ガス（CO2）排出量

	14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能に利用する ≪UCLG が示す役割≫ 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	≪該当する基本施策≫ 2-9 環境保全 (P88)

	15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ≪UCLG が示す役割≫ 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	≪該当する基本施策（ <u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u> ）≫ <u>2-4 公園・緑地整備 (P78)</u> 、2-9 環境保全 (P88)

対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	2-4 公園・緑地整備 (P78)	佐倉市全体のみどりの “量” に対する満足度 佐倉市全体のみどりの “質” に対する満足度

16 平和と公正を
すべての人に



16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る

《UCLG が示す役割》

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

《該当する基本施策（下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有）》

1-2 子育て支援 (P62)、5-1 コミュニティ (P114)、5-2 平和・国際化 (P116)、5-4 人権・男女平等参画 (P120)、5-5 行財政運営 (P122)

対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	5-4 人権・男女平等参画 (P120)	DV 防止啓発の情報発信回数
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	1-2 子育て支援 (P62)	児童虐待防止ネットワーク会議の開催数
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	5-5 行財政運営 (P122)	経常収支比率
			市税収入率（現年課税分＋滞納繰越分）
			電子申請サービスの利用 手続数

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

《UCLG が示す役割》

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

《該当する基本施策（下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有）》

1-1 地域福祉（P60）、2-9 環境保全（P88）、5-1 コミュニティ（P114）、5-3 情報発信・共有、広聴（P118）、5-6 資産管理・運営（P124）、5-7 企業・高等教育機関等との連携（P126）

対応する SDGs のターゲット		該当する基本施策	SDGs の目標に寄与する指標
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	1-1 地域福祉（P60）	地域福祉活動ボランティア人数
		5-1 コミュニティ（P114）	自治会・町内会への加入率
			まちづくり活動に参加したことがある市民の割合 コミュニティセンター、市民公益活動サポートセンターの利用者数
5-7 企業・高等教育機関等との連携（P126）	包括連携協定に基づく協働事業		

基本施策

第1章 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち

(福祉・健康・子育て)

1-1 地域福祉



8年後の目指す姿

地域での支え合い・助け合いが活性化し、様々な機関が連携した支援体制が整い、住民が安心して暮らしていくことができる、「地域共生社会」の実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 地域福祉活動ボランティア人数	2,835人	3,000人
② 生活困窮者支援プラン策定件数	168件	200件

◇現状と課題

<現状>

- 「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」の構築に向け、市民自らが地域課題を自主的に解決していく地域福祉活動の展開に取り組んでいます。

<課題>

- 地域住民などが支え合い、地域をともに創っていくことのできる、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を図ることが必要です。
- 様々な課題を抱える市民に対する必要な支援や課題の解決などにつなげていくため、支援体制の強化が必要です。
- 地域において高齢者や障害者、外国人が増えている中で、地域福祉活動の担い手が必要です。

◇施策の内容

施策① 地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します

- 高齢者、子ども、障害者、外国人など、誰もが安心して暮らせるよう、庁内の体制を検討しながら、住民相互の支え合いによる地域づくりを推進します。
- 社会福祉協議会や社会福祉法人・NPO法人、福祉団体及びボランティアなどをはじめ、市民等による自主的な福祉活動を支援するとともに、地域の福祉活動への参加を促進し、課題解決に取り組みます。
- 住民の主体的な交流活動や、地域福祉活動の拠点として、安全に利用できる施設を提供し、地域住民による地域福祉活動を促進します。

■主な事業内容：地域福祉推進団体等への助成・支援／民生委員・児童委員への活動支援／地域福祉センターの管理運営

施策② 生活困窮者の相談・支援を行います

- 就労や心身の状況、又は経済的などの理由により生活に困窮している方に対し、ハローワークをはじめとした関係機関との連携による就労支援や、家計管理などの相談・支援を実施することにより、自立の促進を図るとともに、各種相談支援体制の整備に努めます。

■主な事業内容：生活困窮者や生活保護受給者への就労など自立支援

<市民・地域への期待>

- 主体的に地域福祉活動へ参加する住民と、支援を受ける住民とが、相互にコミュニケーションを深め、支え合いにより、コミュニティを構築すること
- 情報を共有し、地域福祉活動への理解を深めるとともに、地域生活における課題の把握と解決を図ること
- 地域福祉活動やまちづくり活動に取り組む各種団体等の自主的な活動の活性化

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・第5次佐倉市地域福祉計画	2024年度～2027年度	社会福祉課

1-2 子育て支援



8年後の目指す姿

市民が安心して子育てできる環境が整っており、全ての子どもたちがその権利を尊重され、笑顔で健康やかに育つ社会を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 子育て支援サービスについて、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合	49.8%	55%
① 妊娠・出産について満足している人の割合	87.5%	90%
② ひとり親家庭対応件数	491件	552件
③ 児童虐待防止ネットワーク会議の開催数	78回	80回
④ 待機児童（保育園・学童保育）	保育園 0人 学童保育 4人	保育園 0人 学童保育 0人

◇現状と課題

<現状>

- 合計特殊出生率は、令和2年にそれまでの水準より低い1.01まで落ち込みましたが、令和3年は1.12となっています。
- 妊娠届出時から出産・育児期における伴走型相談支援を実施し、切れ目のない支援の充実に取り組んでいます。
- 待機児童（4月1日時点）は、保育園では令和3年度以降ゼロとなっていますが、学童保育では待機児童が引き続き発生しています。

<課題>

- 子育てに対するニーズの変化をとらえ、市民が安心して子育てできる環境を提供する必要があります。
- こども基本法にもとづき、子どもや子育て当事者等の意見を市の施策に反映していく必要があります。
- 共働き世帯の増加に伴い、男性の育児参加や、幼児教育・保育の環境の整備が求められています。
- 児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、ヤングケアラーなど家庭内で抱える問題も多様化していることから、関係機関の相談支援体制の強化や、佐倉市児童虐待防止ネットワークによる連携の強化・充実を図ることが必要になっています。

◇施策の内容

施策① 相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います

- 子育て家庭が、子どもを安心して産み育て、子どもたちが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目のない支援を受けることができる体制を整備します。
■主な事業内容：妊娠・出産・育児期にわたる伴走型相談支援／産後ケア／妊産婦・乳幼児の健康診査／WE ラブ赤ちゃんプロジェクト

施策② 子育てに係る経済的負担を軽減します

- 子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、関係部署・関係機関とも連携しながら適切な支援を推進します。
- 生計の維持と子育てをひとりで担わなければならないひとり親世帯に対し、生活の安定と自立に必要な支援に取り組みます。
■主な事業内容：子ども医療費の助成／ひとり親家庭等への自立支援（相談、ファミリーサポートセンター利用料助成等）

施策③ 児童虐待の防止を図ります

- 子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える児童虐待について、関係機関との連携を強化し、早期発見と早期対応に努めます。
- 関係機関との連携強化も念頭に、児童虐待の未然防止に向けた家庭訪問の実施を行います。
■主な事業内容：家庭児童相談／佐倉市児童虐待防止ネットワークの連携強化／養育困難家庭等への育児指導・家事援助

施策④ 保育の受け皿の確保等、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります

- 保育園や認定こども園などの整備や、既存施設の活用により、質の高い保育環境の確保に努めます。
- 保育の質の向上を図り、子どもの発達や学びの連続性を保つため、保育園、幼稚園、小学校の接続を図ります。
- 学童保育所については、待機児童及び入所児童が多い施設の過密状態を解消するため施設整備を進めます。
- 子どもたちが健やかに育つ環境づくりとして、子どもの居場所づくりの推進を図ります。またこども食堂やプレーパークなど、子育て支援を行う民間の取組について、周知協力や人材支援など側面支援します。
■主な事業内容：保育園・学童保育所施設の整備／民間保育園等への整備助成／保育園・幼稚園と小学校との接続の推進／子どもの居場所づくりの推進／こども食堂・プレーパーク等民間の取組支援

<市民・地域への期待>

- 妊娠中から自身や子どもの健康に留意し、必要な健診や保健指導を受けること
- 子育て家庭だけでなく、市民一人ひとりが子どもの権利を理解し、子育て支援の重要性についての関心や理解を深め、地域で子どもを育てる担い手となること
- 子育て中の親や子どもが地域から孤立することのないよう、温かく見守り、交流すること
- 子育て支援団体など、子どもを取り巻く民間の取組がより一層活発になること
- 児童虐待が疑われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所や警察、市の相談窓口へ通告すること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市健康増進計画「健康さくら 21 (第3次)」	2024年度～2035年度	健康推進課
・第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画	2020年度～2024年度	こども政策課
・第4次佐倉市青少年育成計画	2020年度～2025年度	こども政策課

8年後の目指す姿

全ての高齢者が、住み慣れた地域の中でいきいきと自分らしく暮らせる社会を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 地域包括支援センターの相談対応件数	5,990件	6,500件
② 生きがい支援・介護予防等に取り組む住民団体への補助件数	80件	95件
③ 認知症高齢者声かけ訓練参加者数	82人	110人
④ 居宅介護支援事業所等の運営指導件数	18件	20件

◇現状と課題

<現状>

- 高齢化率が令和4年度末に33%を超えており、同規模の自治体と比較して高齢化が進んでいます。
- 就労する高齢者の増加や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住民主体の通いの場が減少傾向にあります。
- 要介護認定率と介護保険料の水準は、全国・千葉県と比較して低くなっています。

<課題>

- 高齢者は増加傾向で、地区によってはすでに高齢化率が45%を超えており、地域の高齢化への対応が必要です。
- 75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症の増加が予想され、家族の負担軽減と在宅生活継続への支援が必要です。
- 在宅での療養生活を支えるため、適正なサービスの確保及び医療・介護関係者間の情報共有体制の整備が必要です。

◇施策の内容

施策① 住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します

- 医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく人生の最期まで暮らし続けられるように、医療・介護・福祉・保健・生活支援サービスを担う事業者とのネットワークを強化し、地域包括支援センターと連携の上、支援体制の充実を図ります。
■主な事業内容：地域包括支援センターの運営／医療と介護の連携体制の構築／通いの場や見守り等による生活支援体制の充実

施策② 生きがいづくり・介護予防を推進します

- 高齢者の健康維持・増進、就労機会の確保、世代間交流や社会参加の促進などを通じて、生きがいづくりを支援するとともに、高齢者が主体的に活動する団体の取組を支援します。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を維持できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、住民主体による介護予防活動、生活支援サービス等の取組を支援します。
■主な事業内容：高齢者クラブ・シルバー人材センターへの活動支援／介護予防教室など介護予防知識の普及啓発／介護予防ボランティアの養成・活動支援

施策③ 認知症施策を推進します

- 認知症に関する正しい知識の啓発を行うとともに、認知症の人と家族の視点を重視した、認知症にやさしい地域づくりを促進します。
- 認知症の早期発見・早期対応のための取組やネットワークの強化を図ります。
■主な事業内容：認知症サポーターの養成／認知症初期集中支援チームによる支援／オレンジカフェの運営／認知症高齢者声かけ訓練の実施

施策④ 安定した介護保険運営を行います

- 要支援・要介護認定申請者数や介護サービス利用者数が著しく増加している現状を踏まえ、適正に介護保険サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保を図るほか、認定事務の体制を整備し、適正なサービス費の給付を行います。
- 介護サービスの利用見込み量を勘案し、計画的な施設整備を進めるとともに、介護人材の確保及び職場への定着を推進します。
■主な事業内容：介護給付の適正化に向けた改善指導／介護認定の審査／介護施設への整備助成／介護ロボット・ICTの導入支援／介護人材の確保

<市民・地域への期待>

- 住み慣れた地域で健康に暮らし続けるため、社会参加や健康づくりに取り組むこと
- 地域の通いの場や介護予防活動等への参加
- 地域の高齢者へのちょっとした声かけや、困りごとへの手助けを行うこと
- 介護保険制度を理解し、適正にサービスを利用すること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画	2024年度～2026年度	高齢者福祉課

1-4 障害者福祉



8年後の目指す姿

障害児・者への理解を深めるための啓発、広報活動などを推進し、障害のあるなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い、支え合う社会を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 障害理解促進に係るイベントの参加者数	481人	630人
② (施設入所等からの)地域移行者数	2人	13人

◇現状と課題

<現状>

- 障害に対する理解がまだまだ進んでいない実情があります。
- 障害者数の増加や、高齢化及び医療の進展等による障害の重度化・重複化が見られます。

<課題>

- 障害を理由とする差別の解消や、障害に対する理解の促進を図ることが必要です。
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援・取組に加え、障害の重度化・高度化に対応した、障害福祉サービスの充実や人材の確保・養成が必要です。

◇施策の内容

施策① 障害に対する理解を促進します

- 市民が障害及び障害者について正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進します。
- 主な事業内容：パラスポーツ体験等イベントの開催／市ホームページ・SNS 等による障害理解促進に係る情報発信／障害理解教育の推進

施策② 障害福祉サービスを充実します

- 関係機関との連携を図りながら、障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実により、障害者の地域での生活を支援します。
- 主な事業内容：相談支援体制・障害福祉サービス等の充実／地域生活支援拠点等の機能強化

<市民・地域への期待>

- 障害のある人が安心して生まれ育った地域で生活するために、障害のある人もない人も障害についての理解を深めること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・ 第7次佐倉市障害者計画	2024年度～2029年度	障害福祉課
・ 第7期佐倉市障害福祉計画	2024年度～2026年度	障害福祉課

8年後の目指す姿

子どもから大人まで、全ての市民が主体的に健康づくりに取り組み、いつでもいきいきと生活できる「健康のまち佐倉」の実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 健康寿命（65歳における平均自立期間）	19.04年 (男性 2019年度) 21.52年 (女性 2019年度)	延伸
② 特定健康診査受診率	30.5%	40%
② がん検診受診率	10.2%	60%
③ 「かかりつけ医」を決めている市民の割合	53.2%	60%
③ 「かかりつけ薬剤師・薬局」を決めている市民の割合	24.5%	30%
④ 国民健康保険被保険者一人当たりの医療費	394,000円	441,000円以内

◇現状と課題

<現状>

- 健康教育、健康相談などを行い、市民が健康への関心と理解を深め、健康の増進に努めることができるよう取り組んでいます。
- 特定健康診査・健康診査とがん検診を複合検診として実施するなど、受診者の利便性を高め、疾病の早期発見・重症化予防に取り組んでいます。
- 地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、市内の医療機関と連携を図り、地域医療体制を構築しています。
- ホームページなどによる制度周知、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の発送など、医療費の適正化に取り組んでいます。

<課題>

- 市民自らが健康づくりを推進できるように、よりよい情報発信の方法を検討する必要があります。
- 特定健康診査、がん検診のいずれも受診率が伸び悩んでおり、健診（検診）の重要性の周知と、正しい知識について普及啓発を図る必要があります。
- 身近で相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局・薬剤師」の重要性について周知する必要があります。
- 医療費の増加が大きな問題となる中、医療費の適正化について周知する必要があります。

◇施策の内容

施策① 市民の健康づくりを推進します

- 市民自らが健康づくりを推進できるように、健康に関する意識を高め、予防施策の充実を図り、市民の健康づくりを推進します。また、他部門との連携のもと、市民に対するよりよい情報発信の方法を検討します。
- 新たな感染症の蔓延や災害時における健康危機事案に備え、市民の健康が守れる対策を実施してまいります。

■主な事業内容：健康づくりに向けた普及啓発／がん教育を含めた健康教育事業や相談事業の実施／
健康危機事案に備えた物資等の備蓄

施策② 生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります

- 特定健康診査・特定保健指導の実施や、その重要性の啓発活動を通じて、市民の健康意識を高揚し、生活習慣病の予防と重症化予防および、がんの早期発見を推進します。

■主な事業内容：国民健康保険被保険者への健康診査・人間ドック費用の助成・保健指導／がん検診

施策③ 地域医療の充実を図ります

- 地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、市内の医療機関と連携し、救急医療体制の維持・充実を図ります。
- かかりつけ医やかかりつけ薬局・薬剤師を持つことの重要性について周知します。

■主な事業内容：当番医等による休日夜間救急医療体制の確保／小児初期急病診療所の運営／地域医療体制の構築

施策④ 医療費の適正化を図ります

- ホームページなどによる制度周知、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の発送などによる啓発や保健指導を通じて、医療費適正化の取組を推進します。

■主な事業内容：国民健康保険被保険者への保健指導

<市民・地域への期待>

- 健康に関する意識を高め、各種健診（検診）の受診、健康づくり事業へ参加すること
- 普段から予防も含めて、気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局・薬剤師」を持つこと

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第3次）」	2024年度～2035年度	健康推進課
・佐倉市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画	2024年度～2029年度	健康保険課

第2章 人と自然が調和した安心して暮らせるまち

(都市基盤・住環境)

2-1 都市計画・公共交通



8年後の目指す姿

都市と農村が公共交通で結ばれ、利便性・快適さ・豊かな自然を享受できる暮らしやすいまちを目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 住み続けたいと思う市民の割合	85.6%	86%
② 公共交通が利用しやすいと思う市民の割合	38.6%	44%
③ 景観が良好と感じる市民の割合	58.7%	60%

◇現状と課題

<現状>

- 都市マスタープランに基づき、地域の個性を活かした適正な土地利用の保全・誘導を図っています。
- 基幹となる民間のバス路線と交通空白地域を運行するコミュニティバスで、公共交通網の構築に取り組んでいます。
- 景観計画に基づき、良好な景観形成に取り組んでいます。

<課題>

- 都市マスタープランは、社会情勢を踏まえて見直し、更に推進する必要があります。
- 公共交通網形成計画に基づき、公共交通網の構築と維持を図るとともに、高齢者等の外出支援について、関係機関と連携していく必要があります。
- 景観形成には、市民・事業者の協力が不可欠なため、啓発と支援を行う必要があります。

◇施策の内容

施策① 都市と農村が共生するまちづくりを計画的に推進します

- 都市マスタープランと立地適正化計画に基づき、地域の個性を活かした適正な土地利用を図ります。

■主な事業内容：計画的な土地利用の推進に向けた都市計画の決定・変更

施策② 持続可能な公共交通網の形成を推進します

- 地域公共交通網形成計画に基づき、多様化する交通需要にも対応する持続可能な公共交通網の形成と、利便性の向上・効率化を図ります。
- 情報発信や利用啓発活動により、公共交通の利用を促進します。
- 観光振興につながる市内公共交通のあり方を検討します。
- 公共交通以外の移動手段について、他の施策と連携して確保に努めます。

■主な事業内容：交通空白地域に対する交通手段の確保（コミュニティバスの運行、バス事業者への支援）

施策③ 景観形成による愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します

- 景観計画を推進し、歴史・自然・文化から育まれた景観、心地よさや地域の魅力を実感できる景観の形成・保全を図ります。

■主な事業内容：公共施設による先導的な景観形成／民間施設の景観誘導／景観計画の周知・啓発

<市民・地域への期待>

- 自分の住むまちに関心を持つこと
- 地域の身近な移動手段である公共交通機関の利用
- 景観に関心を持ち、身近な景観形成・保全に取り組むこと

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市都市マスタープラン	2021年度～2030年度	都市計画課
・佐倉市立地適正化計画	2017年度～2030年度	都市計画課
・佐倉市景観計画	2017年度～	都市計画課
・第2次佐倉市地域公共交通網形成計画	2020年度～2024年度	都市計画課

8年後の目指す姿

だれもが希望する安全な住宅を選択でき、地域における支え合いやコミュニティにより、住み慣れたまちで安心して暮らすことができる住環境の実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 佐倉市を住みやすいと感じる市民の割合	73.5%	76%
② 定期建築パトロールによる現場立入調査件数	38件	48件

◇現状と課題

<現状>

- 住生活基本計画に基づき、良好な住生活の安定及び確保に向けて各種事業を取り組んでいます。
- 空き家・空き地バンク事業や住宅に関わる補助事業実施により、空き家の活用に向けて対策を進めています。
- 都市基盤情報の提供を行っています。

<課題>

- 人口減少に伴い空き家の更なる増加が予想され、一層の対応が求められます。
- 住宅確保要配慮者に対する対応が求められます。
- 多様な世帯が安心して暮らせるよう住宅のバリアフリー化やリフォームによる質の向上が求められます。
- ホームページでの指定道路情報等の公開など迅速な情報提供が求められています。

◇施策の内容

施策① 良好な住生活の確保及び向上に努めます

- 住生活基本計画に基づき、住む人のそれぞれの価値観やライフスタイルに合った暮らしの実現を支援するため、多様な住まいの流通促進、住宅の価値が持続する住まいづくりの促進を図ります。
- 少子高齢化の影響による、人口の減少の進展に伴い、今後さらなる増加が予想される空き家の問題の解決に向けて発生の予防、地域コミュニティなどによる活用、解体や売却などによる解消に向けた取り組みを引き続き進めます。
- 公営住宅の活用とともに関係機関と連携し、年齢、国籍、世帯構成、経済や身体状況に関わらず、誰もが住宅を確保することができる環境の整備を図ります。

■主な事業内容：住宅補助事業等による流通促進・住宅の整備・転入促進と転出抑制／空き家バンク事業等による空き家の利活用支援／市営住宅の運営

施策② 適正な建築行政を推進します

- 健全なまちづくりを進めるため、建築確認申請等の迅速かつ正確な審査に努めるなど、適正な建築行政を推進します。また、行政内の情報の一元化等を進めることで、業務の効率化を図ります。

■主な事業内容：建築パトロールの実施や研修等の参加による情報収集／各申請や道路情報のデータ及びシステム整備による建築行政の迅速化

<市民・地域への期待>

○身近な住環境に関心を持ち、空き家等の所有者はその活用を図ること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・ 佐倉市住生活基本計画	2024年度～2033年度(予定)	住宅課
・ 佐倉市空家等対策計画	2024年度～2033年度(予定)	住宅課

2-3 道路環境



8年後の目指す姿

円滑な都市活動を支える安全で快適な道路環境の形成を目指します。また、市道が適切に保全され、安全・安心な道路環境が形成されているまちを目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 都市計画道路・幹線道路の用地取得面積	2,444 m ² (2022年度実績値)	23,960 m ² (期間累計)
② 道路の舗装補修面積	17,000 m ² (2022年度実績値)	60,000 m ² (期間累計)
② 通学路改修箇所数	100% (22/22箇所) (2022年度実績値)	100% (20/20箇所) (期間累計)

◇現状と課題

<現状>

- 都市計画道路や幹線道路の整備を進めています。
- 道路や橋梁の老朽化が進んでいます。

<課題>

- 都市計画道路や幹線道路の整備について、限られた予算の中で計画的に進める必要があります。
- 老朽化した道路や橋梁について、定期的に調査・点検を行い、新技術等の活用などにより、効率よく計画的に改修を進める必要があります。

◇施策の内容

施策① 快適な道路の整備を推進します

- 市内を東西南北に結ぶ都市計画道路の整備をはじめ、歩行空間の確保や交差点改良などの部分改修、実情を踏まえた都市計画道路などの見直しを行い、道路の整備を計画的に進めます。
- 主な事業内容：都市計画道路井野・酒々井線の整備／岩富・寺崎線の整備／幹線道路や生活道路の整備

施策② 安全・安心な道路環境を保全します

- 道路や橋梁を安全に利用できるよう適切な維持管理を行います。
- 交通量・危険箇所を把握し、カーブミラーや街灯などの交通安全施設を適切に整備、改修することで、通学路をはじめとした道路の安全確保に努めます。
- 主な事業内容：道路の改修や維持管理／橋梁の長寿命化／街灯・カーブミラー・区画線などの交通安全施設の整備や改修

<市民・地域への期待>

- 道路の簡易な維持管理に自治会等地域ぐるみで協力すること
- 道路や交通施設の不具合を発見した場合には、速やかに市役所へ通報すること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・ 佐倉市幹線道路整備方針	2025年度～(予定)	道路建設課
・ 佐倉市橋梁長寿命化修繕計画	2024年度～2073年度	道路建設課

2-4 公園・緑地整備



8年後の目指す姿

多くの市民が訪れ、思い思いに豊かな時間を過ごせる場所として、市民に愛される魅力ある公園・緑地づくりを目指します。また、公園・緑地が地域課題や社会課題を解決するプラットフォームとして機能することにより、自然と共生できる豊かな暮らしの実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 佐倉市全体のみどりの“量”に対する満足度	81.4%	81.4%
① 佐倉市全体のみどりの“質”に対する満足度	69.6%	73.2%
② 佐倉市内の公園の利用頻度	69.3%	73.1%

◇現状と課題

<現状>

- 公園施設の老朽化や公園内の樹木等の繁茂が進んでいます。
- 市内には多くの緑が残されており、市民生活に潤いを与えていますが、中には管理が不十分なため、交通や景観上の課題となっている場所もあります。
- 市民にとって最も身近な公共空間にもかかわらず、利用頻度の低い公園があります。

<課題>

- 快適な公園環境を維持していくためには、公園・緑地の再編や機能集約を図り、施設の整備・改修や樹木の剪定等の適切な維持管理を行う必要があります。
- 市民の緑化意識を高め、自発的な緑化活動と管理の取組への支援が必要です。
- 公園・緑地が地域住民の居場所となるだけでなく、地域課題や社会課題を解決するプラットフォームとして活用できることを意識してもらい、市民や民間事業者による積極的な利活用を促進する必要があります。

◇施策の内容

施策① みどりの適正な量の確保とみどりの質の向上を目指します

- 本市を象徴する公園等をみどりの拠点として位置づけるとともに、地域ごとの公園・緑地の規模や位置を考慮した役割分担や市民ニーズを踏まえた新たな機能を検討し、再編や機能集約を図り、適正なみどりの量の確保に努めます。
- 公園・緑地等の除草や樹木の剪定・伐採等の適正な維持管理や維持管理の効率化を図るとともに、里山環境の生物多様性の保全や水辺のみどりの保全により、みどりの質の向上を図ります。

■主な事業内容：公園・緑地等の再配置計画の策定／公園・緑地内の樹木や街路樹の剪定・伐採

施策② みどりを活用し、持続可能で豊かな暮らしを実現します

- 佐倉ふるさと広場や佐倉城址公園、佐倉里山自然公園、岩名運動公園などの大規模な公園をはじめ、市民に身近な公園に至るまで、それぞれの公園の特徴を活かした魅力づくりに取り組みます。
- 都市公園をはじめとしたみどりをグリーンインフラとしての活用や新たな価値を創造し、社会課題を解決する場としての活用など、更なる活用を進めます。

■主な事業内容：佐倉ふるさと広場拡張整備事業／佐倉城址公園整備事業／佐倉里山自然公園整備事業／公園等を活用したプレーパークや森のようちえん等の外遊び活動や野外体験活動の推進

施策③ 市民協働・公民連携によるみどりの維持管理や利活用を促進します

- 市民の憩いの場として親しまれる公園について、公園利用者等と協力しながら市民による維持管理・利活用を促進するとともに、みどりを担う人材育成に取り組みます。
- 公園施設の整備、改修等を進め、安全な施設の提供を図るとともに、民間事業者との連携を図ることにより、公園等の維持管理・利活用を促進します。

■主な事業内容：清掃協力制度による公園の定期的な除草・清掃／大型公園等におけるPark-PFI等の公民連携事業の導入の検討

<市民・地域への期待>

- 市民にとって一番身近な公共空間である公園を地域の居場所として、地域課題や社会課題を解決するプラットフォームとして活用すること
- 身近な公園や緑地に関心を持ち、維持管理に協力すること
- 積極的に公園や緑地を活用し、公園を含めたエリア全体の魅力を向上すること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉すみどりの基本計画	2023年度～2031年度	公園緑地課

2-5 上下水道



8年後の目指す姿

安全で安定的な水の供給と健全な水循環を実現し、災害に強い強靱な上下水道施設を目指します。
また、危機管理体制の強化と、健全で安定した経営体制の構築を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 上水道重要施設までの水道管の耐震適合率	65.7%	90.5%
① 下水道管点検・調査率	11.9%	25.2%
② 排水ポンプ施設（排水ポンプ・操作盤・水位計等）の更新数	2基 (2022年度実績値)	18基 (期間累計)

◇現状と課題

<現状>

- 水道事業における水源は、地下水と印旛広域水道用水供給事業から購入する表流水（受水）で賄われています。水資源の確保は、印旛広域水道用水供給事業を通じ、奈良俣ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業に参画することで、必要な受水量の確保を行っています。
- 水需要の減少等により厳しい経営環境が続く中、事業の効率化に努めるとともに、適切な水道料金及び下水道使用料のあり方について、検討を重ねています。

<課題>

- 人口減少に伴う収入の減少や施設の老朽化・耐震化対策といった様々な経営課題を抱える中で、これらの課題に対応できる持続可能な水道事業及び下水道事業を構築する必要があります。
- 持続可能な水道事業及び下水道事業のため、広域化など新たな経営手法の導入を検討する必要があります。
- 霞ヶ浦導水の完成に向け、必要な施設整備を進めていく必要があります。
- 浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域について浸水対策を推進する必要があります。
- 雨水排水施設を計画的に更新していく必要があります。

◇施策の内容

施策① 経営と施設の健全性、持続性を確保します

- 安全で安定的な水の供給と健全な水循環を実現し、強靱な水道・下水道施設を確保します。
- 危機管理体制を強化し、健全で安定した経営体制の構築を目指します。

■主な事業内容：浄水場の修繕・更新／上水道施設の耐震化／受水事業／下水道施設の改築・修繕／下水道ポンプ場の耐震化／印旛沼流域下水道負担金事業

施策② 雨水排水施設を適正に管理し浸水被害の軽減に努めます

- 雨水排水施設の改修等を行い、排水能力を確保し、集中豪雨などによる浸水被害の軽減に努めます。
- 排水ポンプ等の設備を適正に管理し、排水機能を維持します。

■主な事業内容：雨水排水施設の整備、改修

<市民・地域への期待>

○水道水の適切な使用

○下水道処理区域内における公共下水道への転換や污水管と雨水管の誤接続の改善等下水道の適切な使用に努めること

○雨水貯留浸透施設の設置など、浸水対策に努めること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市上下水道ビジョン	2016年度～2031年度	経営企画課
・佐倉市水道施設耐震化計画	2016年度～2055年度	水道課
・佐倉市下水道総合地震対策計画	2017年度～2026年度	下水道課
・佐倉市下水道施設ストックマネジメント計画	2019年度～2053年度	下水道課
・佐倉市雨水管理総合計画	2021年度～2040年度	下水道課

8年後の目指す姿

災害等が発生した際の、情報伝達体制や資機材、防災施設の体制整備が充実し、地域における自助・共助の力が高まった、安全・安心なまちの実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 消防機庫数（昭和56年耐震基準以下）の耐震化率	80.8%	100%
② 消防署庁舎の大規模改修件数	0件	2件
③ 災害に対して備えのある市民の割合	87.8%	92.4%
④ 災害情報メール登録者数	21,068人	24,068人

◇現状と課題

<現状>

- 近年多発している地震や風水害に対し、隣近所等での助け合いが必要となっています。
- 職業形態の変化や消防団員の高齢化に伴い、全国的に団員不足が問題となっており、消防団組織のない地域の、消防団への理解や協力が不可欠となっています。
- 近年、局地的大雨が頻発する傾向があり、河川や、調整池などの防災施設の重要性が高まっています。一方、設置後の経年変化により、設備に老朽化が見られる施設が増加しています。
- 耐震基準に満たない民間建築物の、耐震化が求められています。

<課題>

- 市民の防災意識を更に向上させるため、継続して啓発を行うことが必要です。
- 防災行政無線の難聴地域対策として、更なる整備・充実が必要です。また、情報伝達手段の多様化と、市民への周知が必要です。
- 消防団員の確保や地域の理解を図るとともに、資機材の充実、消防水利の確保などの体制整備が必要です。
- 防災施設が適正に機能する状態を確保するため、現況調査に基づき、計画的な施設の維持管理、改修を行う必要があります。
- 民間建築物の耐震化を、促進する必要があります。

◇施策の内容

施策① 地域における消防力の充実を図ります

- 消防団の充実・強化を図るため、消火活動用資機材の確保、啓発運動の支援、団員の能力向上のための訓練を行います。
- 消防団活動について、広報紙などを通じて市民の理解を深め、団員確保に努めます。
- 消防団と消防組合、市民との連携がとれる消防体制の整備を図ります。

■主な事業内容：消防団の活動（操法大会・研修会派遣等）支援／消防機庫改修・機材の更新

施策② 消防体制の整備を図ります

- 佐倉市八街市酒々井町消防組合と連携し、消防体制の整備を図ります。
- 公共施設に設置した AED の維持管理を行います。

■主な事業内容：AED の貸出・管理／消火栓・防災水槽の維持管理

施策③ 防災に関する知識・意識の普及を図ります

- 防災に関する多様な視点を踏まえた知識の普及を図るため、他部門との連携も強化しながら、防災訓練や、広報紙などを通じた啓発活動を行います。

■主な事業内容：災害に関する情報発信・意識啓発（防災マップ、防災ガイドブック等の配布）／地域や市の防災訓練開催

施策④ 災害に備えた体制を整備します

- 災害情報のメール配信等、防災情報基盤の充実とデジタル化に向けた検討を進めます。
- 防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災関連施設や、避難生活の環境を良好に保つための設備の維持管理を行います。
- 河川・調整池などの改修を行います。
- 鹿島川・高崎川等の治水対策について、千葉県と連携を図りながら推進します。
- 民間建築物の耐震化及び危険ブロック塀等の撤去の重要性の周知に努めるとともに、これらに係る支援を行います。
- 災害時の応援協定、帰宅困難者対策等、災害時を想定した体制の充実を図ります。

■主な事業内容：災害に関する注意喚起や避難情報の発信／防災備蓄倉庫の資機材・設備の管理／防災に関する施設（無線・井戸など）の整備／河川・調整池などの改修／既存建築物の耐震化や改修等の支援／危険ブロック塀などの除去

<市民・地域への期待>

- 消防団活動の重要性を理解し、協力すること
- 地域における自助、共助の力を高めるため、日ごろから食料の備蓄や、地域との交流を図ること
- 救急救命講習を受講し、救命措置に関する知識を習得すること
- 災害に備え、防災訓練への参加・建築物の耐震化や家具の転倒防止を図ること
- 地域に密着した消火活動や災害対応活動など、地域の安心と安全を自ら守る自助、共助の意識を持って消防団活動について理解し、協力すること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市地域防災計画	期間なし	危機管理課
・佐倉市耐震改修促進計画	2022年度～2025年度	建築指導課

2-7 防犯・交通安全



8年後の目指す姿

市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、市民・市・警察などが連携して犯罪の抑止に取り組み、安全・安心に暮らすことのできる社会の実現を目指します。また、自動車運転をする人も歩行者も、交通安全に対する意識を持ち、交通事故のない社会の実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 人口1万人当たりの犯罪発生件数	40.2件	犯罪発生件数が減少している
② 交通事故発生件数	289件	交通事故発生件数が減少している

◇現状と課題

<現状>

- 市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、自転車盗、車上ねらい、空き巣、電話de詐欺(特殊詐欺)など、市民生活に身近な犯罪は依然として発生しています。
- 市内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合は、減少傾向とはなっておりません。

<課題>

- 社会全体での持続的な防犯への取組を行うため、市民の防犯意識の高揚を図る必要があります。
- 高齢化など社会情勢の変化を踏まえた、交通安全対策を検討する必要があります。

◇施策の内容

施策① 犯罪の抑止を図ります

- 関係機関とも連携を図りながら、市民に対し、特殊詐欺等の新たな犯罪を含む防犯意識の啓発を行います。
- 警察などと連携を図りながら、地域の防犯活動を支援します。

■主な事業内容：地域防犯活動（自主防犯活動）推進事業

施策② 交通安全対策を推進します

- 高齢者や子ども向けの交通安全教室を通じ、交通事故の減少を図ります。
- 街頭啓発などの交通安全意識の啓発を通じ、交通事故の減少を図ります。
- 警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

■主な事業内容：交通安全啓発事業／市営自転車駐車場の施設管理事業／放置自転車の撤去・移送・管理事業

<市民・地域への期待>

- 防犯に対する意識を高め、住居や自動車、自転車の確実な施錠の実施や、近所への声かけ、留守番電話の設定などの適切な対応をとること
- 防犯パトロールなどの地域の防犯活動への参加
- 交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践

<関連する個別計画>

（計画名）	（計画期間）	（主担当課）
・第11次佐倉市交通安全計画	2021年度～2025年度	道路維持課

8年後の目指す姿

市民が日常生活において抱える様々な問題に対し、早期に、適切な解決策が見いだせる社会の実現を目指します。また、市民の結婚の希望が叶う支援体制の充実を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 法律・人権・行政相談の認知度	47.9%	60.5%
② 佐倉市消費生活センターの認知度	29%	35%
③ 婚活支援協議会新規登録者数	108人	118人

◇現状と課題

<現状>

- 少子高齢化の進展や地域住民のつながりの希薄化などにより、日常生活を過ごす上で様々なトラブルや相談ごとが発生しています。
- 消費生活セミナー、消費生活相談員による出前講座などによる情報提供により、消費者トラブルの未然防止を図っています。
- ライフスタイルの多様化に伴い、独身を選択される方も増えていますが、一方で、機会に恵まれずパートナーに出会うことのできない方がいます。

<課題>

- 法律・人権・行政相談の実施時間帯、開催場所について、市民が利用しやすく、また、効果的かつ効果的な運営方法を検討する必要があります。
- 高齢化に伴う悪質なトラブルやライフスタイルの変化に伴う相談ごとに対する支援体制について、的確な情報を効率的に発信する必要があります。
- 結婚は自由意志に基づくものであることを念頭に、結婚支援を推進する必要があります。

◇施策の内容

施策① 市民相談への適切な支援を推進します

- 日常生活を営む上で発生する個々の生活トラブルや地域の課題を抱えた相談者に、解決の糸口をアドバイスできるよう、わかりやすく、きめ細かな相談体制を整備します。
- 適切な解決策が見いだせるよう関係機関と連携しながら対応します。

■主な事業内容：法律・人権・行政相談

施策② 安全な消費生活を守ります

- 消費生活センターでの取組について認知度の向上を図るため、より多くの市民へ周知を図るとともに、自立した消費者の育成と、消費者がトラブルに巻き込まれないための知識の普及・啓発を行います。
- 専門知識を有する消費生活相談員による相談体制を、より一層充実させます。

■主な事業内容：消費生活相談／啓発のための消費生活セミナー・消費者問題出前講座

施策③ 結婚支援を推進します

- 結婚相談を実施します。
- 婚活支援協議会が実施する魅力的で参加しやすい婚活支援イベントにより、結婚を希望する市民に出会いの場や、きっかけづくりを提供します。

■主な事業内容：婚活支援イベント／結婚相談

<市民・地域への期待>

- 日頃より公的機関等の相談窓口を把握し、トラブル等が発生した場合に備えること
- 消費生活セミナー、消費生活相談員による出前講座などの学びの場への参加や積極的な情報収集により、消費者被害に関する当事者意識を高めること

2-9 環境保全



8年後の目指す姿

環境にやさしい暮らしや、環境に配慮した事業活動が実現した、安全・安心で快適なまちを目指します。また、印旛沼や谷津などの豊かな自然環境を、永く守り育てるまちを目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 生活排水処理率	94.1%	95.5%
② ごみ総排出量	50,293 t	44,880 t
③ 環境基準達成率	98.6%	99.5%
④ 市役所の温室効果ガス(CO ₂)排出量	12,377 t-CO ₂ (2021年度)	8,791 t-CO ₂
④ 市全体の温室効果ガス(CO ₂)排出量	1,483 千 t -CO ₂ (2020年度)	1,123 千 t -CO ₂

※環境基準達成率：市内における大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境基準を達成している割合

※環境基準：人の健康保護及び生活環境の保全において維持されることが望ましい基準（環境基本法）

◇現状と課題

<現状>

- 畔田谷津での市民協働による環境保全活動によって、豊かな生態系が順調に回復しています。
- 印旛沼の水質について、千葉県や周辺市町、関係団体等と協力して啓発や対策等を行っていますが、改善には至っていません。
- ごみ総排出量は減少傾向にあります。集積所の数が毎年増加しています。
- 定期的な監視とパトロールにより、産業廃棄物等の不法投棄防止に努めています。

<課題>

- 佐倉市の豊かな自然環境を将来に渡って保全し継承していくための仕組みづくりが必要です。
- 佐倉市は地理的な特性から不法投棄が行われやすく、監視力の強化等により、早期発見・対応に努める必要があります。

◇施策の内容

施策① 豊かな自然環境を保全します

- 谷津を中心に、自然環境の保全・再生整備を進めます。
 - 豊かな自然環境を将来に渡って保全し、継承していくための取組を推進します。
 - 印旛沼については、県や流域市町などと連携して水質改善に取り組みます。
 - 多様な生物の生息地や、市民の憩いの場としての水辺の保全に努めます。
- 主な事業内容：谷津環境の保全／印旛沼の水質改善／環境学習の推進／合併処理浄化槽の普及促進

施策② ごみの減量化・資源化を推進します

- 4Rの推進など、ごみの発生又は排出を抑制する生活様式の啓発とともに、学校等と連携した環境学習のあり方を検討し、ごみの適正処理と減量化を図ります。
 - 多量排出事業者への指導により、ごみの適正処理と減量化を図ります。
 - 資源回収団体等への支援により、ごみの適正処理と減量化を図ります。
 - 使用されなくなった最終処分場の廃止に向け、県との協議を継続するとともに、跡地の活用方法を検討します。
- 主な事業内容：一般廃棄物の収集運搬／ごみ減量化の推進

施策③ 生活環境の保全を図ります

- パトロールや関係機関との連携協力により、不法投棄等の防止・早期発見に努めます。
 - 水質・騒音などを把握するとともに、身近な生活環境に係る問題の発生を抑制し、関係部門との連携のもと、その解決に努めます。
- 主な事業内容：公害の調査・防止対策／不法投棄の防止対策

施策④ 地球温暖化対策を推進します

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、施策の普及・啓発を通じた市民・事業者・市職員等の意識の醸成を図るとともに、取組に対する支援を行います。
 - 庁内各部門との連携のもと、市役所自ら省エネルギーの推進と温室効果ガス（CO₂）排出量を削減します。
 - 平時だけでなく、気候変動によって生じる被害や災害への備えを意識し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーを活用した取組や気候変動適応の取組を推進します。
- 主な事業内容：地球温暖化の防止対策／省エネルギーの促進／気候変動適応に関する施策の推進

<市民・地域への期待>

○地域の自然環境に関心を持ち、守り、育てること

○食品ロスの削減などごみの発生及び排出を抑制し、リサイクルを実践すること

○マイボトル持参によるペットボトル削減など温室効果ガスの排出削減に向けて、実践すること

○周辺の住環境に配慮し、日常生活や事業活動に伴う騒音の防止や、所有地の適正管理に努めること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・第2次佐倉市環境基本計画	2020年度～2031年度 [2022年度改定]	生活環境課
・第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2018年度～2030年度	生活環境課
・第3期佐倉市生活排水対策推進計画	2018年度～2024年度	生活環境課
・佐倉市一般廃棄物処理基本計画	2020年度～2029年度	廃棄物対策課

第3章 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち

(産業・観光・文化)



8年後の目指す姿

誰でもアイデア一つで創業や新規事業を生み出す環境が整っており、市内のあらゆる場所でイノベーションが起こるまちを目指します。また、働きたい人がいつでも好きなときに働くことができ、事業者が必要な人材を常に雇用することができる労働市場の確立を目指します。加えて、市内事業者が積極的に設備投資を行うとともに、IoT等先端技術を活用し、効率的に事業を行うことができるまちを目指します。さらに、多様化する消費者ニーズに的確に対応した魅力ある店舗、商店会が増え、賑わいがあふれるまちを目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 佐倉商工会議所会員事業者組織率	48%	50%
② 起業塾（入門編・実践編）受講者の創業者数	4人	20人 (期間累計)
② 企業誘致助成金新規受給企業数	2社	10社 (期間累計)
③ 地域職業相談室における市内相談者の就職率	15%	19%

◇現状と課題

<現状>

- 設備の老朽化等に伴い、中小企業では相対的に生産性が低下しています。
- 市内事業者は、新卒の学生等が採用できず、人材不足が深刻化しています。

<課題>

- 生産年齢人口の減少等による税収減が懸念される中でも、安定した持続的な行財政運営を行うためには、地域経済の活性化が不可欠です。
- 中小企業に設備投資を促すために、資金調達が円滑に進むよう支援する必要があります。
- 創業者が、事業が軌道に乗るまでの各種支援が必要です。
- 新卒等の若年層の採用が困難となっており、若年層の採用を支援するほか、高齢者、障害者、女性、外国人等多様な人材を活用する必要があります。

◇施策の内容

施策① 企業の競争力向上に向けた取組を支援します

- 市内企業のデジタル化を含む設備投資及び事業拡大を図るために、資金調達を支援します。
- 市内企業の認知度を高めるため、他部門とも連携したイベント等を実施します。
- 商店会活性化を目指す集客イベントや施設整備、空き店舗を活用した出店促進等を支援します。
- 市内事業者の競争力を高めるため、地域経済団体と連携して支援します。

■主な事業内容：既存企業の事業拡大・施設拡充支援／商店会の取組支援／空き店舗対策

施策② 企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します

- 企業誘致助成金の活用等を通じ、多様な業種の企業を誘致します。
- 企業誘致の受け皿となる用地が不足しているため、都市計画部門との連携を強化しつつ、工業団地や佐倉インターチェンジ周辺等における産業用地確保の検討を行います。
- 起業塾や低利融資制度等により、創業希望者を知識面、資金面から支援します。
- 佐倉市スマートオフィスプレースの運営等を通じ、産業界や金融機関、教育機関等との連携による創業、技術開発、先端事業の創出を支援します。

■主な事業内容：企業誘致の推進／官民連携による起業・創業支援／佐倉市スマートオフィスプレースの運営

施策③ 多様な人材の就業を支援します

- 求職者に雇用・就業に関する情報提供や知識習得機会の提供などを行い、市内企業等の認知度の向上とともに、就業促進や職業能力向上、雇用の安定化を図ります。
- 企業の人手不足解消を図るため、若年層・女性・外国人・高齢者・障害者等の就労促進及び定着支援を行います。
- テレワーク等、時代に即した多様な働き方を可能にする環境づくりを推進します。

■主な事業内容：市内企業の市内雇用拡大支援／職業相談等による就業支援

<市民・地域への期待>

- 市内事業者・地域経済団体・取組の核となる人材等と連携・協力して産業振興に取り組むこと
- 市内事業者は、相互に連携することで、市内における需要喚起に努めること
- 地域経済団体は、主体的に市内事業者の現状把握と経営支援を行うこと
- 市内の先輩創業者は、後進の創業希望者に対して助言等を行うこと
- 求職者は、市が開催する就職セミナーへの参加等を通じて、積極的に情報収集すること
- 若年層は、地域の企業や産業に対する理解を深め、興味を持つこと

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・第2次佐倉市産業振興ビジョン	2020年度～2031年度	商工振興課

8年後の目指す姿

農林水産業者の担い手が確保され、市内農畜産物の魅力発信や地産地消の推進により、収益増加が見込まれる経済の実現を目指します。また、チャレンジする人が活躍できる就農環境が整備されている社会を目指します。農地の基盤整備により、スマート農業などが促進され、生産能力が十分に引き出されている農村社会を目指します。また、美しく伝統のある集落が未来にわたって継承される農村社会を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 認定農業者等を含む担い手への農地利用集積面積	712ha	840ha
① 有機農業に取り組む農地面積	27.2ha	32.6ha
② 多面的機能活動面積	727.33ha	820ha

◇現状と課題

<現状>

- 農業生産額が減少していく中、農業就業者が高齢化し、減少するとともに、農村集落を構成する人口も減少しており、農村集落での農地を含む地域資源の維持や継承が厳しい状況となっています。
- 共同活動として行われた農地や農業施設等の地域資源の維持継続に支障を及ぼすことが懸念されます。
- 有害鳥獣による農作物等への被害が増える傾向にあり、農作物生産の意欲低下につながっています。

<課題>

- 農業の担い手の育成及び確保と、多様な経営に対応する支援が必要となっています。
- 農地の基盤整備、農業用水等の保全活動、地域コミュニティの構築を速やかに実施していく必要があります。
- 地域での連携した取組や生産者個々での有害鳥獣対策を実施していく必要があります。

◇施策の内容

施策① 競争力のある農林水産業を推進します

- 担い手の農業経営力を強化するため、主体的に生産・販売を行う経営マインドを持った担い手を育成します。
- 地域の理解を得つつ、新規就農者や法人といった新たな担い手の確保に努めるとともに、新規就農者の地域への定着を図ります。
- 地域資源の創出に向け、マーケティングにより打ち出されたコンセプトを捉えて、多様な主体とタイアップし、農産物のブランド化や有機農業の推進など、佐倉産農産物の価値を高める新商品の開発や需要開拓に対して支援を行います。
- 農地の生産性の向上に向け、作業効率を高めるため、地域内に分散している農地を整理し、担い手ごとに集積を図ります。
- AI・ロボットといったスマート農業などが展開できる農地に向けた基盤整備に対して支援を行うとともに、農地の改良や用排水施設の維持管理などの基盤整備に対しても支援を行います。
- 森林環境譲与税を適切に活用し、健全な森林の整備、木材利用の促進や普及啓発を図ります。

■主な事業内容：新規就農者の支援／担い手育成／農産物の高付加価値化・新商品の開発支援／農産物の販売促進に向けた調査研究／森林環境譲与税基金の活用

施策② 美しく活力のある農村社会にします

- 美しい景観の形成や田んぼガムの取り組みによる減災など、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者以外の方々との連携も意識しながら、地域の農地・農業用施設などの保全管理活動や生活環境の改善に対し支援を行います。
- 都市部住民と農業を営む住民の地域間交流の機会を創出し、農業に関する相互理解の醸成を図ります。
- 農業環境の保全により持続性のある農業を推進するため、環境保全型農業や農業用廃プラスチックの適正処理に取り組むなど、環境に配慮する農業者への支援を行います。
- 鳥獣や病害虫から農作物を守るための対策へ支援を行います。

■主な事業内容：農地・農業用施設の保全管理活動支援／環境に配慮する農業者支援／佐倉草ぶえの丘の管理運営

<市民・地域への期待>

- 農業者は、市・関係機関と連携して、農業施策に取り組むこと
- 農業の重要性について理解を深め、地産地消や食育に取り組むこと

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市農業振興地域整備計画	—	農政課
・佐倉市森林整備計画	2018年度～2027年度	農政課
・佐倉市有機農業実施計画	2023年度～2027年度	農政課

8年後の目指す姿

歴史・自然など、佐倉ならではの地域資源を複合的に活用し、市民や近隣住民をはじめ多くの人々が、気軽に、繰り返し訪れたくなる通年型の観光地を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 観光文化施設等入込客数	1,174,812人	153万人
② 佐倉市観光文化サイト「となりの佐倉」閲覧数	150,204件 (6月～12月)	300,000件

◇現状と課題

<現状>

- 佐倉市は、近隣市と併せ人口150万人超の成熟したマーケットを有し、都心や成田空港とのアクセスも容易なことから、外国人も含め、気軽に訪れることのできる観光地として恵まれた立地条件を有しています。
- 印旛沼に代表される自然環境、城下町佐倉に代表される歴史遺産など豊富な観光資源を有しています。

<課題>

- 平成28年4月に、城下町佐倉の町並み等が日本遺産「北総四都市江戸紀行～江戸を感じる北総の町並み～」に認定されたものの、町並みの変容や古民家の喪失が進行しています。また、観光客の滞留時間の増加や回遊性の向上による消費喚起の取組が求められています。
- 佐倉ふるさと広場は、イベント期間中は多くの観光客で賑わいますが、イベントが無い時期は来場者が少なく、年間を通じ観光客を呼び込むことが求められています。
- 市外での佐倉市の認知度は低く、魅力的な観光商品の造成や営業活動の強化、情報発信の充実が求められています。

◇施策の内容

施策① 観光客の来訪や消費を喚起する取組を推進します

- 佐倉の歴史観光の拠点である城下町地区は、観光Wコア構想の核の一つにも位置付けられています。本地区においては、国内外から人が訪れるよう、景観整備や古民家活用とともに案内の多言語対応等を進め、滞在時間の増加や回遊性の向上を図ります。
- 観光Wコア構想のもう一つの核である印旛沼周辺は、本地域がサイクル・フラワー・グリーンツーリズムなどニューツーリズムの拠点となるよう、土木部、都市部及び周辺自治体との連携も図りながら、新たな観光スタイルの提示や周辺施設の連携、駐車場等のインフラ整備に努めます。
- 年間を通じて観光客が訪れるよう、他部門との連携のもと、閑散期における集客対策・積極的なPRを行います。
- 既存のイベントの内容を充実させるとともに、新たなイベントの開催やアニメの聖地巡礼など、市内での消費や回遊につながる仕組みを構築します。

■主な事業内容：観光イベントの実施／各種観光事業の支援

施策② 商品造成や営業活動の強化、情報発信の充実を図ります

- 国内外からの観光客増加に向け、それぞれの需要の把握に努めるとともに、ターゲットの明確化を図ります。
- 関係機関等との連携強化を図り、ターゲットに合ったモデルコースや体験プログラム等の商品造成を行います。
- ダイレクトメールや直接訪問等の営業活動の強化とともに、ICTを含めた様々なメディアの活用、市の観光情報の効率化等を図り、より効果的な情報発信を行います。

■主な事業内容：体験プログラム等の商品造成／多様なメディアを活用した観光情報発信

<市民・地域への期待>

- 市内観光施設の利用や、イベントへの参加を通して佐倉市の観光資源の魅力を知ること
- SNS等やクチコミにより市外の方にも佐倉市の情報を伝えること
- 地域住民や地元商店会と連携を図り、観光客をおもてなしの心で受け入れる体制を整えること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市観光ランドデザイン	2020年度～2031年度	佐倉の魅力推進課

3-4 文化・芸術振興



8年後の目指す姿

価値ある文化財や史料が保護保存され、市民一人ひとりが芸術文化を創造し、享受することができる環境を充実させることにより、芸術文化の多様性を理解し、お互いを尊重し、協力しあいながら、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 指定・登録文化財等の数	127件	132件
② 年間来館者数（市民音楽ホール・市立美術館）	78,432人	180,000人

◇現状と課題

<現状>

- 貴重な文化財を守り、生かし、伝えるために、修理への助成、調査・記録等を行いつつ、文化財の大切さについての普及啓発に努めています。
- 市民音楽ホールや美術館等の文化施設においては、各種音楽公演や美術作品の企画展示、学校と連携した事業等を展開することにより、幅広い年齢層に対する芸術文化を鑑賞する場、また自らの活動を発表する場を提供しています。

<課題>

- 文化の創造・担い手は市民ですが、個人や地域でその文化や文化財を担っていくことが、人的・組織的に、また、資金的に難しくなっています。
- 芸術文化を愛し、楽しみ、創造する市民を支援して、市民の生活にゆとりや潤いをもたらし、心の豊かさを実感できるような環境整備に継続的に取り組んでいく必要があります。

◇施策の内容

施策① 文化財の保存・活用を推進します

- 市民の財産である貴重な文化財を次代へ継承するため、適切な管理や担い手の確保、体制整備に取り組みます。
- 文化財保有者や保存団体等への支援を行います。
- 文化財所有者の意向を尊重しつつ、価値ある歴史的建造物などの文化財の指定や登録に努めます。
- 文化財の把握調査の実施とともに、佐倉の歴史に関する資料の刊行や、デジタルアーカイブ・SNS等を活用した情報発信など、地域の歴史を普及させるための取組を市民と協力して実施します。
- 文化財の保存、活用、魅力向上を図ります。

■主な事業内容：歴史的建造物等の文化財の保存整備・公開／市史資料普及

施策② 芸術文化の普及を推進します

- 市民音楽ホールでは、自主文化事業等において良質な音楽を鑑賞する機会を提供していきます。
- 音楽に関心を持っていただくきっかけづくり、市民の音楽活動への支援に努めます。
- 美術館では、佐倉市の地域性を活かした展覧会や市民参加型の事業を実施するとともに、事業に参画するボランティア等の育成や収蔵資料の充実に努めます。
- 美術館では、収蔵作品のデジタルアーカイブシステムを活用して広く美術館の収蔵品を広報し、収蔵品の利活用の機会を広げます。
- 市民の芸術文化に対する理解や関心を深めるため、情報誌『風媒花』を発行します。
- ホームページ、広報紙、広報番組等を有効に活用し、芸術文化に関する情報の発信に努めます。

■主な事業内容：市民音楽ホール及び美術館の管理運営・事業実施／芸術文化情報誌発行

<市民・地域への期待>

- 講演会や見学会に参加し、文化財に対する理解を深めること
- 芸術文化を楽しむライフスタイルを大切にすること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市文化財保存活用地域計画	2024年度～2031年度	文化課
・第3次佐倉教育ビジョン	2020年度～2031年度	教育総務課

第4章 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち（教育）

8年後の目指す姿

感性を豊かに働かせながら、自らの可能性を發揮し生涯にわたって学び続ける人間育成のための、学校教育における授業の質の向上を図り、個人の様々な能力を開花することができる教育を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 学習状況調査における平均正答率	基礎学力 81.2% 活用力 73.9%	基礎学力 90% 活用力 70%
① 授業にICTを活用して指導できる教員の割合	77.2%	100%
② 佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合	62.7%	70%

※基礎学力：基礎的な知識・技能

※活用力：習得した知識・技能を応用する力

◇現状と課題

<現状>

- 学習状況調査を実施し、基礎学力や活用力、学習等に関する意識を分析し、指導改善につなげています。
- 佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物を題材とした佐倉学を市内全小中学校において推進しています。

<課題>

- 子どもたちの「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、問題解決的な学習の手法を取入れた授業改善に取り組む必要があります。
- 技術革新等により社会が大きく変化する中、将来、社会で活躍するために必要な能力を育む教育を推進していく必要があります。
- 授業改善に向けた教職員の指導力の向上と、子どもたちの学習活動を支援する教職員等の配置が必要です。
- タブレット等のICTを活用した授業を充実させることにより、児童生徒のICT活用能力を育成する必要があります。

◇施策の内容

施策① 学力向上・学習内容の充実に取り組みます

- 佐倉市教育センターを中心として、教育課題について調査・研究し、指導に反映させます。
- 理科支援員の配置、及び小中学校の英語教育の充実に向けて外国人英語指導助手（ALT）の配置を継続して行います。
- 子どもたちが意欲をもって学習にのぞめるよう、幼稚園・小学校・中学校の教職員の意識や、ICTの活用を含む指導力向上に努めます。
- 幼稚園・保育園から小学校への接続が円滑に行われるよう、小学校区単位の連携を図ります。

■主な事業内容：外国語教育の推進／GIGA スクール構想の推進／教員の指導力の向上（教職員研修の実施、教育委員会等による定期的な学校訪問）／佐倉市学習状況調査の実施・分析／小学校と幼稚園・保育園等との連携の推進／課題解決のための研究／幼保小の架け橋プログラムの推進／児童生徒の体力の向上の推進／公立幼稚園の運営／日本語適応指導の推進

施策② 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

- 子どもたちが豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を深めることができるよう、子どもたちの多様な体験活動の充実を図ります。
- 郷土佐倉に対する誇りや愛着度の向上、地域教育力の向上を図るため、佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物を題材とした佐倉学を推進します。

■主な事業内容：地域の社会人の活用／キャリア教育の推進／佐倉学の推進（シビックプライドの醸成）／校外学習事業／学校教育におけるESDの充実／障害理解教育の推進

<市民・地域への期待>

- 授業参観や運動会などの学校行事への参加
- 家庭における教育環境の充実
- 学習ボランティアや図書ボランティアなどの学校ボランティア活動への参加

<関連する個別計画>

（計画名）	（計画期間）	（主担当課）
・第3次佐倉教育ビジョン	2020年度～2031年度	教育総務課

8年後の目指す姿

老朽化が著しい学校施設の改修を計画的に実施するとともに、悩みを抱える子どもたちの支援体制を充実し、地域と連携を図りながら安全に安心して学ぶことができる教育環境の提供を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 小中学校トイレの洋式化率	67%	100%
② 学校ボランティアに協力したことがある市民の割合	22.6%	26.9%
③ 学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	90.1%	94%

◇現状と課題

<現状>

- 建築後40年を経過する建物が多くあり、建物・設備が老朽化しています。
- 特別な配慮が必要な子どもたちに対しては、その特性に合わせ、一人ひとりにふさわしい学習環境を提供しています。
- いじめ・虐待・経済的な理由により、就学等が困難となっている子どもたちに対する支援を行っています。

<課題>

- 改修が必要となる建物・設備が多数あり、財源確保が課題です。
- 特別な配慮が必要な子どもが増加しており、発達段階に応じたきめ細かな支援や関係機関のさらなる連携が必要です。
- 子どもの悩みが多様化しており、様々な事由に早期対応できる相談体制の充実が求められます。
- 全国的に、登下校時の児童生徒が被害者となる事故等が多発しており、引き続き通学路の安全対策を進めていく必要があります。

◇施策の内容

施策① 良好な学習環境を整備します

- 子どもたちが安全・安心に学習できる良好な教育環境の確保に努めます。
- 特別な配慮が必要な子どもたちの支援体制の充実を図ります。
- GIGA スクール構想に基づく ICT を活用した学習環境の整備を進めます。
- 自校式給食による安全・安心でおいしい給食を提供します。
- これからの学校のあり方について、検討を進めます。

■主な事業内容：小中学校の改修／学校備品の整備／特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援／小・中学校情報機器整備事業／自校式給食による学校給食の提供

施策② 地域に開かれた学校運営を行います

- 保護者や地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりを進めます。

■主な事業内容：学校と地域の連携事業の充実／教育ミニ集会の開催／部活動地域移行

施策③ 安心して学校に通える環境を提供します

- 不登校やいじめなど、子どもや保護者の学校に関わる悩みに適時適切に対応するため、支援体制の充実を図ります。
- 経済的な理由で就学が困難な子どもたちを支援するため、就学援助等により経済的な負担を軽減します。
- 地域で子どもたちの安全・安心を守る環境づくりを推進します。

■主な事業内容：いじめ防止対策／教育相談／就学援助／学校・保護者・地域との連携による登下校の安全見守り活動

<市民・地域への期待>

- 教育ミニ集会などの学校行事への参加
- 登下校の見守り活動や学校美化ボランティアなどの学校ボランティア活動への参加

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・第3次佐倉教育ビジョン	2020年度～2031年度	教育総務課

4-3 生涯学習



8年後の目指す姿

市民の学習ニーズの多様化に対応し、時代を捉えた学習内容が充実しています。また、参加しやすい学習環境づくりが進み、学校、地域、家庭が連携した生涯学習の体制が整っていることを目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 生涯学習施設及び学習内容について満足している、やや満足していると答えた市民の割合	15.8%	18.3%
② 公民館を年に1回以上利用している市民の割合	21.5%	24%
② 図書館を年に1回以上利用している市民の割合	44.5%	49.5%

◇現状と課題

<現状>

- 市民の多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供しています。
- 市民カレッジ等を開講し、地域で活動する人材の育成に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進展や働き方改革などといった社会情勢の変化により、公民館や図書館の利用者が減少傾向にあります。
- 佐倉の特色である、歴史、文化、自然等の学習機会を提供する佐倉学を推進しています。
- 公民館や図書館の中には、経年劣化が進んだ施設があります。
- 2023年3月に、佐倉図書館等新町活性化複合施設「夢咲くら館」が開館しました。

<課題>

- インターネットの普及等による学習環境や情報収集手段の多様化、高齢者の就業促進などを背景に、市民の生涯学習の形態や手法が変化しています。
- 市民の生涯学習の場として、公民館や図書館などの施設についても誰もが利用しやすい環境の整備が求められています。
- 公民館や図書館は、新たな利用者を増やすことが課題となります。

◇施策の内容

施策① 市民の生涯学習を推進します

- 市民の多様化する学習ニーズ（健康・国際化・環境問題・防災・情報化等）に対応し、時代を捉えた学習機会を提供します。
- 市民が参加しやすい講座の開設や郷土資料の収集・活用などを通して、関係部門とも連携を図りながら佐倉学を推進します。
- 家庭教育に関する学習機会の提供や啓発を行います。
- 生涯学習活動で得られた知識や技能を、地域活動に活かすことができる取組を実施します。
- デジタルも活用した様々な情報発信により、市民の生涯学習に関する関心や参加意識の向上に努めます。

■主な事業内容：公民館・図書館における学習機会の提供／市民カレッジ等による学習成果の地域や社会への還元につながる学習支援の充実／佐倉学の推進（シビックプライドの醸成）

施策② 生涯学習の環境を整備します

- 生涯学習活動の場として、市民に利用しやすい施設を提供します。
- 公民館や図書館など社会教育施設の効率的な管理・運営や、老朽化した施設の改修などによる環境整備を図ります。

■主な事業内容：公民館・図書館の管理運営事業

<市民・地域への期待>

- 各種社会教育事業等への参加
- 自己実現・自己成長に努めるとともに、地域への愛着を高めること
- 主体的なまちづくりへの参画

<関連する個別計画>

（計画名）	（計画期間）	（主担当課）
・第3次佐倉教育ビジョン	2020年度～2031年度	教育総務課

4-4 青少年健全育成



8年後の目指す姿

子どもたちの健やかな成長を支援するため、家庭・学校・地域の連携が進み、地域の青少年健全育成の体制が整っていることを目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 青少年育成団体を知っている市民の割合	—	40%
② 青少年育成事業への参加人数	2,725人	5,500人

◇現状と課題

<現状>

- 青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、地域の希薄化が進展し、様々な価値観の中で家庭や地域で子どもたちを育むことが難しくなっています。また、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの増加や危険ドラッグ、子どもの貧困など新たな課題も発生しています。
- 少子化や価値観の多様化等により、子ども会等の青少年育成団体への加入者は減少傾向にあります。

<課題>

- 学校だけでなく、家庭や地域において青少年が種々の体験や活動を通し、コミュニケーション能力や物の見方、規範意識など、生きる力の基礎を身に付けていける環境を整備する必要があります。
- 青少年を支える地域団体の役員の高齢化が進んでおり、活動を担うべき次の世代に地域活動への関心を促し、主体的な活動の担い手を育成する必要があります。

◇施策の内容

施策① 青少年の健全育成に取り組みます

- 青少年育成計画を基に、関係機関・関連団体とともに青少年を取り巻く環境についての課題を共有し、家庭・学校・地域が連携して青少年育成を推進します。
- 地域の中で、青少年の健全育成に向けて活動している青少年育成市民会議や青少年相談員、子ども会などの活動を支援します。

■主な事業内容：青少年育成市民会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会連絡協議会、ボーイスカウト・ガールスカウト育成会等への支援／青少年施設の整備・管理運営

施策② 地域とのふれあいを増やします

- 青少年の将来の成長の糧となるような生活体験や社会体験、自然体験などの直接体験の場を提供する中で、青少年と地域が交流する機会を作り、地域の中で顔の見える関係作りに努めます。
- 成人式運営委員会やジュニアリーダー活動等への参加を通じて、青少年が市の事業に参加する機会を作ります。

■主な事業内容：青少年健全育成イベントの開催／成人式運営委員会の設置

<市民・地域への期待>

- 青少年育成活動への参加
- 青少年育成団体と他団体との連携
- 魅力ある青少年健全育成活動の展開

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・第4次佐倉市青少年育成計画	2020年度～2025年度	こども政策課
・第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画	2020年度～2024年度	こども政策課

4-5 スポーツ振興



8年後の目指す姿

市民スポーツ大会や佐倉マラソン、各種スポーツ教室など市民のニーズを取り入れたイベントの開催やスポーツ施設の充実を図り、多様な市民がスポーツに親しむまちの実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 成人市民の週1回以上のスポーツ実施率	49.1%	60%
② スポーツ施設の利用者数	355,622人	500,000人

◇現状と課題

<現状>

- 「成人市民の週1回以上のスポーツ実施率」が近年、減少傾向であり、また、若い年齢層でその傾向が顕著となっています。
- 市民体育館などの施設の老朽化の進行、また、岩名運動公園の駐車場不足が発生しています。

<課題>

- 教室事業やスポーツイベントを通じて、若年層に体を動かす楽しさなどを感じてもらう必要があります。
- 老朽化した施設は、障害者や高齢者に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザイン化など、市民のニーズを踏まえ改修などを進めていく必要があります。また、駐車場不足は、利用者同士の乗合せや公共交通機関の利用を奨励し、解消に努める必要があります。

◇施策の内容

施策① スポーツを楽しむ機会を提供します

- 市民の健康・体力づくりにつながる生涯スポーツの普及や、競技力向上の支援に努めます。
- スポーツに対する市民のニーズを把握し、する・みる・ささえる機会を提供します。

■主な事業内容：各種スポーツイベントの開催／スポーツボランティア・指導者の育成

施策② スポーツ施設を提供します

- 市民が身近な場所で、安心してスポーツに励み、楽しめる施設を提供します。
- 国際的なスポーツ大会に臨む国内外の団体の利用も想定した、施設環境の充実を検討します。

■主な事業内容：スポーツ施設の整備・管理運営

<市民・地域への期待>

○身体を動かすことの楽しさや重要性を認識し、スポーツ活動に取り組むこと

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・第7次佐倉市スポーツ推進計画	2024年度～	生涯スポーツ課
・佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第3次)」	2024年度～2035年度	健康推進課

第5章 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち

(市民参加・自治体運営)

8年後の目指す姿

人口減少・少子高齢化の進展により顕在化する様々な地域課題に対し、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、学校、NPO、企業そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、地域づくりに取り組む社会の実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 自治会・町内会への加入率	66.6%	66.6%
① まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	36.6%	40%
② コミュニティセンター、市民公益活動サポートセンターの利用者数	134,977人	270,000人

◇現状と課題

<現状>

- 地域住民によるまちづくりは、現在、自治会等を基盤に、学校や地域の事業者等が連携・協力し、地域の問題解決・地域の活性化に取り組む活動が展開されています。また、複数自治会等が連携し、より良い地域を実現するための取組を実施している地域も併存しています。
- 市民が主体となって自発的かつ継続的に行う社会貢献活動（市民公益活動）が、様々な分野で実施されています。市民公益活動団体登録数や会員数は概ね増加傾向にありましたが、令和2年度以降は微減が続いています。
- 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、多くの団体が活動の中止または縮小を余儀なくされました。

<課題>

- 自治会等や市民公益活動団体は、会員の高齢化や役員・運営の担い手不足、会員数の減少等により、活動の持続可能性の低下が懸念されています。
- 団体・個人が、市民公益活動やまちづくり活動に取り組みやすい環境整備や、自立した活動に向けた支援策が必要です。

◇施策の内容

施策① 地域における市民活動を支援します

- 地域社会における自治会等を中心とした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、適切な支援を行います。
- 市民公益活動に対する市民意識の向上や、NPO、ボランティア活動への参加促進のための各種事業展開を図ります。
- 新たな社会的課題に取り組むため、団体間の連携を促進する事業に取り組みます。

■主な事業内容：自治会等が実施する住民自治・コミュニティ活性化活動への助成・支援／市民公益活動団体や地縁団体等が実施する地域課題の解決につながる事業への支援／市民憲章の普及啓発

施策② コミュニティの活動拠点の整備支援・利用促進を行います

- 各種団体が利用する既存公共施設の安全性を確保するため、適切な維持・管理・整備を行います。
- 地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会等などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保を図り、市民公益活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。

■主な事業内容：コミュニティセンター・市民公益活動サポートセンターの整備・管理

<市民・地域への期待>

- 地域に関心を持ち、近隣の住民と協力しながら、支え合う地域を形成すること
- 市民公益活動団体やボランティアによる地域活動への参加
- 自治会・市民公益活動団体・事業者等と連携・協力して地域課題の解決に取り組むこと

8年後の目指す姿

恒久平和に向け、市民一人ひとりが、戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解を深め、次の世代に継承していく知識を持つ社会を目指します。また、多様な価値観を受け容れることができる多文化共生社会の実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 平和条例・平和都市宣言を知っている市民の割合	49.2%	60%
② 多様性を認め合い、外国人、外国文化に理解ある態度が取れる市民の割合	57.4%	65.7%

◇現状と課題

<現状>

- 毎年、市内中学生で結成する平和使節団が、被爆地である広島県または長崎県を訪問し、学んだことや自身が感じたことを学校で発表しています。また、市内小学校を対象に、平和祈念講話を実施し、戦争体験者の講話等を通して戦争の恐ろしさや平和の尊さについて学んでいます。
- 国際化の進展に伴い、異なる文化や外国人に対する理解をより深め、多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

<課題>

- 戦争体験者の高齢化が進み、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代へ継承していく方が減少しています。
- 外国人住民が増加し、国籍も多様化している中で、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語の学習支援などの重要性が増しています。

◇施策の内容

施策① 平和の尊さを啓発し、恒久平和に向けた世界の取組と連携します

- 「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づき、様々な平和事業を実施します。
- 市民団体による平和活動を支援しながら、市民に恒久平和実現の大切さを啓発します。
- 平和首長会議に参加し、恒久平和に向けた世界の取組に市民とともに連携します。

■主な事業内容：恒久平和へ向けた使節団派遣・講話会等の開催

施策② 多文化が共生できる地域づくりを推進します

- 外国人市民も安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を図りながら、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。
- 佐倉国際交流基金などによる関連事業の支援を行うことにより、市民レベルでの国際交流や異なる文化の理解を推進し、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

■主な事業内容：行政情報の翻訳事業／オランダと佐倉の交流促進事業

<市民・地域への期待>

- 様々な平和事業に参加し、恒久平和の重要性を認識すること
- 多様な文化を認め合い、相互理解のもと地域生活を営むこと

8年後の目指す姿

地域の魅力を効果的に情報発信し、佐倉市の知名度向上を図ります。また、市民が必要な情報を必要なときに得られる、公正で開かれた市民主体の市政を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① ホームページ（全体）アクセス件数	2,852 万件	3,137 万件
① 佐倉市魅力発信サイト「サクライク」閲覧数	50,852 件	63,500 件
② 市民の声が市政に反映されていると思う市民の割合	16.8%	35%

◇現状と課題

<現状>

- 定住人口の維持を図るため、交流人口の増加、市の知名度向上が必要です。そのため、広報紙、広報番組、ホームページ、マスメディアへの情報提供などを通じ、市政情報を発信しています。
- 市政への市民参加を推進するため、市では主な市政へのご意見と市の回答をホームページで公表するなど、市民意見の反映状況を公開しています。
- 蓄積された市民意見などのデータを分析・活用し、更なる広聴機能の充実が求められています。

<課題>

- 時代に即した有効な情報発信ツールを常に研究していく必要があります。特に市の魅力に係る情報については、好意的に受け入れられる優良なコンテンツを制作し、効果的なシティプロモーションにつなげていくことが必要です。
- 大容量の高速ネットワークインフラの発展とともに、公共機関の保有する情報資産の利活用に対する需要は今後さらに拡大するものと思われます。
- 広聴機能を更に充実させていくために、市民意見などのデータの分析・活用を図っていく必要があります。また、市民意見が市政運営にどのように活用されているかを広く情報発信していくことが求められています。

◇施策の内容

施策① シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります

- 定住人口の維持、関係人口・交流人口の増加を目指し、佐倉市の知名度の向上を図るとともに、転出抑制、定住促進に向けた取組を推進します。
- 各広報媒体間の連携を含めた一体的な活用や、マスメディアなどへの情報提供により、市内外に向けた積極的な情報発信を推進します。

■主な事業内容：市の魅力発信／佐倉市公式ウェブサイトを中心とした情報提供・情報発信事業／各種基幹統計の調査事業／ワンストップ相談窓口による移住支援

施策② 市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します

- 市政へのご意見などの処理状況について、市民への情報提供を推進します。
- 市へ寄せられる市民の声に迅速に対応するとともに、電子化による効率的な事務処理の推進と蓄積された意見の効果的な活用方法を検討するなど、広聴機能の強化を図ります。

■主な事業内容：市政へのご意見に耳を傾け、市政に反映させる事業

<市民・地域への期待>

- 佐倉市の情報に関心を持つとともに、主体的に情報を発信すること
- 様々な広聴機会を活かし、意見・要望等を伝えることで市政に参加すること

5-4 人権・男女平等参画



8年後の目指す姿

全ての市民が人権を正しく理解し、それぞれがお互いに尊重し合うことで、誰もがかけがえのない存在として大切にされる社会を目指します。また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 人権尊重のまちづくりデリバリー事業で「人権問題への理解や関心が深まった」と回答した人の割合	93.9%	95%
② 各種審議会、委員会等の女性委員比率	27.8%	35%
③ DV防止啓発の情報発信回数	21回	25回

◇現状と課題

<現状>

- 差別解消を目的とする複数の法律が施行され、自治体も各種人権課題への取組が求められています。
- 固定的性別役割分担意識は根強く残っており、あらゆる場において、男女が平等に参画できる環境が十分整備されているとはいえない状況にあります。
- DVの相談対応件数は年々増加傾向にあります。

<課題>

- 人権尊重の視点に立って施策を推進していくために、体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。
- 男女平等参画への理解を深め、その意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施するとともに、男女がともに参画できる環境を整備する必要があります。
- DV防止に向けた、各種施策を展開する必要があります。

◇施策の内容

施策① 人権を尊重する意識の醸成を行います

- 「人権尊重・人権擁護都市宣言」の精神を踏まえ、佐倉市人権尊重のまちづくり指針に基づき、行政の取組が人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。
- 市民・団体などの活動を支援するとともに、人権推進活動団体等との連携強化に努めます。
- 多様性が尊重され、全ての市民が自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、市民が様々な人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を目指します。

■主な事業内容：小中学校における人権教育の支援／公民館等における人権教育講座の実施
／「人権尊重のまちづくりデリバリー事業」の実施

施策② あらゆる場における男女平等参画を推進します

- 市民一人ひとりが、男女平等参画について理解し、意識を定着させるため、関係機関と連携を図りながら啓発事業を実施します。
- 市民にとって、男女平等参画推進センターが身近な拠点施設になるよう、市民の意識やニーズに合わせた事業を実施するとともに、周知を図ります。

■主な事業内容：男女平等参画推進センターの管理運営（学習会・講演会の開催、女性のための相談の実施、情報誌の発行等）／市民等の学習会への講師派遣／市の事業における臨時託児室の設置

施策③ DV等あらゆる暴力の根絶を目指します

- DVの防止に向け、暴力根絶の情報提供や、正しい理解を促進するための啓発活動を実施します。
- 相談機能・体制を強化し、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行います。

■主な事業内容：DV被害者の相談・緊急避難支援

<市民・地域への期待>

- 自分の人権のみならず、ほかの人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重すること
- 男女の固定的な役割分担にとらわれず、男女平等参画への理解を深めること
- DV被害が疑われる場合、関係機関に連絡、相談するよう声かけに努めること

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年度～2031年度	自治人権推進課

8年後の目指す姿

生産年齢人口が減少し、行財政運営においても職員数の少数化が想定される中、行政サービスの電子化など業務の簡素化・効率化を図り、市民の利便性の維持・向上を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 年間時間外勤務時間（職員1人当たり）	185時間	158時間
② 経常収支比率	過去3か年平均値 佐倉市 92.9% 類似団体 92.3%	類似団体（IV-3） の平均値以下
③ 市税収入率（現年課税分＋滞納繰越分）	95.8%	97.2%
④ 電子申請サービスの利用手続数	201手続	300手続

◇現状と課題

<現状>

- 扶助費などの社会保障関連経費が増加傾向にあり、経常収支比率も高い状態で推移しています。
- 業務効率の向上、管理職による徹底した労務管理、職員のコスト意識向上等を図り、時間外勤務の縮減を行いました。
- 令和4年4月、ICTを活用することにより、市民の生活や職員の業務がより良い方向に変革するよう、本市のDXに対する基本的な考え方を示す「佐倉市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針」を策定しました。

<課題>

- 適正な事務量を把握し、再任用職員を活用しつつ、会計年度任用職員制度や定年延長制度を踏まえて、適正な定員管理を行っていく必要があります。
- 行政手続のオンライン化の推進においては、高齢者や外国人に配慮した仕組みを構築する必要があります。

◇施策の内容

施策① 人事管理の適正化を推進します

- 職員の能力が十分発揮できるよう能力本位、適材適所の任用を図ります。
- 職員研修を計画的に行い職員の意識改革、能力向上に努めます。
- 新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、プロジェクトチームによる横断的な職務遂行や組織体制の見直し等、柔軟かつ効率的な組織体制の整備を推進します。

■主な事業内容：職員の定員管理・研修・採用試験等の実施／横断的なプロジェクトチームの活用／障害者の庁内就労の推進

施策② 健全で持続可能な行財政運営を推進します

- 健全な財政運営と持続可能な財政基盤を確立するため、経常的経費の抑制と財源の有効活用に努めます。
- 適正な受益者負担の見直しを適宜進めるとともに、本市が保有する資産の有効活用や寄附金の利活用などにより、更なる財源確保を図ります。
- 関係部門と連携し、法令遵守の徹底のもと、公正で透明性の高い行政運営を推進するとともに、直面する多様なリスクに対する適切なリスクマネジメントに取り組みます。
- 効果的・効率的な行財政運営を推進します。

■主な事業内容：総合計画等の進捗管理／市予算の全体調整／行政評価の実施／行政改革の推進／ふるさと納税／有料広告事業

施策③ 税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します

- 税の賦課業務及び収納業務を必要に応じて見直し、業務の効率性を向上させます。
- 納税の重要性について広く啓発活動を行うとともに、収入率の向上を目指します。

■主な事業内容：市税（市民税・固定資産税等）の賦課・徴収

施策④ 行政手続の簡素化と利便性の向上を図ります

- 来庁者にわかりやすく便利で待たせない窓口づくりの取組や、行政手続のオンライン化、来庁しなくても申請や相談が可能な仕組みの整備等に努め、市民サービスの向上を図ります。
- 事務処理の正確性や情報セキュリティに配慮しつつ、新たな ICT 技術の各種事務処理への適用など、行政内部の DX を推進し、効率的かつ利便性の高いサービスの提供を目指します。

■主な事業内容：窓口 DX の推進／窓口でのキャッシュレス決済／電子申請システムの活用／住民票等のコンビニ交付／業務のペーパーレス化／AI・RPA の活用／市民向け ICT 教育の実施

<市民・地域への期待>

- 市から発信される情報の把握
- デジタルリテラシーの向上とデジタル技術の利用

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・第6次佐倉市行政改革	2020年度～2024年度	行政管理課
・佐倉市滞納整理4ヶ年計画	2024年度～2027年度	債権管理課

8年後の目指す姿

適切な資産の保全により安全性が保たれ、また、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化に対応していく、持続可能な公共施設・サービスの実現を目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 施設のあり方の方向性を決定した件数	0件	4件 (期間累計)
② 施設計画等による長寿命化に資する事業の実施件数	2事業	4事業 (期間累計)

※施設のあり方の方向性を決定した件数：統廃合を含む施設の規模変更や運営手法の変更についての意思決定がされたもの

◇現状と課題

<現状>

- 多くの施設で老朽化が進んでおり、今後の改修に多額の費用が必要になると見込まれます。

<課題>

- 少子高齢化・人口減少に伴い、財政のひっ迫が予想される中で、持続可能な施設のあり方を検討していく必要があります。
- 施設の老朽化に伴い、不具合の増加や事故等のリスクに対し、適切な対応が必要となります。

◇施策の内容

施策① 効果的・効率的な資産運営をすすめます

- 資産の適切な把握と管理を行います。
 - 施設の効果的・効率的な配置のため、サービスの提供方法・施設のあり方について検討します。
- 主な事業内容：市の財産（土地・建物・備品等）の管理、指定管理者制度の導入など官民連携の実施、施設のあり方についての検討

施策② 施設の保全を行います

- 建物、設備について、適切な保守点検を行います。
 - 施設計画等による施設の長寿命化を図ります。
- 主な事業内容：施設の保守点検、長寿命化改修などの実施

<市民・地域への期待>

○身近な施設の今後のあり方等について関心を持つこと

<関連する個別計画>

(計画名)	(計画期間)	(主担当課)
・ 佐倉市公共施設等総合管理計画	2016年度～2055年度	資産経営課
・ 佐倉市教育施設長寿命化計画	2021年度～2055年度	教育総務課
・ 子育て支援施設の個別施設計画	2021年度～2055年度	こども保育課

5-7 企業・高等教育機関等との連携



8年後の目指す姿

企業や高等教育機関等との連携協力により、佐倉市における様々な課題が適切に解決されていることを目指します。

4年間の取組

◇成果指標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
① 包括連携協定に基づく協働事業	90事業	120事業

◇現状と課題

<現状>

- 企業や大学等と連携協定を締結することで、当市が抱える様々な課題に対する取組を、双方の資源を生かしながら実施しています。

<課題>

- 企業や高等教育機関等との協働事業を継続し、常に充実した事業内容となるよう、協力関係を維持、推進していく必要があります。
- 災害など突発的に発生する事態に対し、的確に備えるため、日頃より企業や高等教育機関等と連携・協働することが必要です。

◇施策の内容

施策① 企業・高等教育機関等との連携・協力を推進します

- 多様化する地域課題の解決に向け、企業・高等教育機関等の専門的知見による協力を得て、これまでの連携事業の拡充に努めるとともに、災害、教育、文化の振興、人材育成など様々な分野において、新たな協力体制の構築を図ります。
- 主な事業内容：企業・高等教育機関等との協働事業の実施／新たな企業・高等教育機関等との連携協定の締結

<市民・地域への期待>

- 地域課題の解決に資する、高等教育機関等との連携事業への参加